

立ちどまらない保険。

MS&AD MS&ADインシュアランスグループ

第13期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年6月28日（月曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地
三井住友海上駿河台ビル

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 故取締役池尾和人氏に対する
弔慰金贈呈の件

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、インターネット又は書面により事前に議決権を行使いただき、ご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。

ご来場の株主さまへのお土産はご用意しておりません。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

MS&AD インシュアランスグループ ホールディングス株式会社

証券コード 8725

ごあいさつ



平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、および関係者の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を6月28日（月曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

取締役社長 グループCEO 原 典之

MS&ADインシュアランス グループの目指す姿

経営理念（ミッション）

グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます

経営ビジョン

持続的成長と企業価値向上を追い続ける世界トップ水準の保険・金融グループを創造します

行動指針（バリュー）

- **お客さま第一 Customer Focus**
わたしたちは、常にお客さまの安心と満足のために、行動します
- **誠実 Integrity**
わたしたちは、あらゆる場面で、あらゆる人に、誠実、親切、公平・公正に接します
- **チームワーク Teamwork**
わたしたちは、お互いの個性と意見を尊重し、知識とアイデアを共有して、ともに成長します
- **革新 Innovation**
わたしたちは、ステークホルダーの声に耳を傾け、絶えず自分の仕事を見直します
- **プロフェッショナリズム Professionalism**
わたしたちは、自らを磨き続け、常に高い品質のサービスを提供します

MS&ADインシュアランス グループ 当社と主要保険会社

MS&AD

MS&ADホールディングス

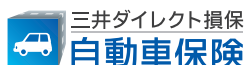
MS&AD 三井住友海上



MS&AD あいおいニッセイ同和損保



MS&AD 三井ダイレクト損保



MS&AD 三井住友海上あいおい生命



MS&AD 三井住友海上プライマリー生命



個人年金は、
未来への贈りもの。

目 次

(ページ)

第13期定時株主総会招集ご通知 1

議決権行使についてのご案内 2

株主総会参考書類 3

第1号議案 剰余金の処分の件 3

第2号議案 取締役10名選任の件 4

第3号議案 監査役2名選任の件 15

第4号議案 補欠監査役1名選任の件 17

第5号議案 故取締役池尾和人氏に対する
弔慰金贈呈の件 19

添付書類 20

事業報告 20

連結計算書類 52

計算書類 54

連結計算書類に係る
会計監査人監査報告書謄本 56

計算書類に係る
会計監査人監査報告書謄本 58

監査役会監査報告書謄本 60

ご参考 62

株主各位

東京都中央区新川二丁目27番2号

MS&AD インシュアランスグループホールディングス株式会社

取締役社長 グループCEO 原 典之

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、インターネット又は書面により事前に議決権を行使いただき、株主さまのご健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご来場の株主さまへのお土産をご用意しておりません。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月28日（月曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地
三井住友海上駿河台ビル

3. 株主総会の目的である事項

報告事項

- 第13期〔2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）〕事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第13期〔2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）〕計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 故取締役池尾和人氏に対する弔慰金贈呈の件

- 今後の状況により本株主総会の運営に変更が生じる場合はインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。
- 本招集ご通知に添付しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人がそれぞれ監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。事業報告の「1 保険持株会社の現況に関する事項」の「(3) 企業集団の主要な事務所の状況」「(4) 企業集団の使用人の状況」「(5) 企業集団の主要な借入先の状況」、 「5 新株予約権等に関する事項」、 「8 業務の適正を確保するための体制」及び「9 特定完全子会社に関する事項」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、並びに、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。
- 本招集ご通知、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております（修正が生じた場合は、修正後の内容を掲載いたします。）。

当社ウェブサイト <https://www.ms-ad-hd.com>

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

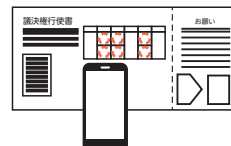
インターネットによる議決権行使



次の議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご登録ください。

▶ 議決権行使サイト <https://www.web54.net>

なお、スマートフォンにより議決権行使書用紙の専用QRコードを読み取ることで、1回に限り、「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力することなく議決権行使サイトにログインすることができます。



インターネットによる議決権行使期限 2021年6月25日（金曜日）午後5時まで

書面の郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、当社株主名簿管理人（三井住友信託銀行株式会社）にご返送ください。

書面の郵送による議決権行使期限 2021年6月25日（金曜日）午後5時到着

株主総会へのご出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

代理人によるご出席の場合は、委任状を同封の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人は、議決権を有する株主さま1名とさせていただきます。

株主総会開催日時 2021年6月28日（月曜日）午前10時

インターネットによる議決権行使についての注意事項

- インターネットにより議決権を行使された場合は、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネットによるご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットによって、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主さまのご負担となります。
- パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート ☎0120-652-031（受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆さまへ

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

以 上

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務健全性の確保を前提として、収益力と資本効率を向上させ、企業価値を高めていくとともに、業績等に応じた継続的・安定的な株主還元を実施することにより、株主の皆さまのご期待にお応えしていきたいと考えております。

これを踏まえ、当社では1株当たりの配当水準の安定性を維持することを基本としつつ、グループ修正利益*の40%から60%を目処に配当と自己株式の取得により株主還元を行う方針としております。

当期の剰余金の配当につきましては、以上の方針に基づき、次のとおりといたしたいと存じます。

■ 期末配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金80円 総額44,656,808,480円

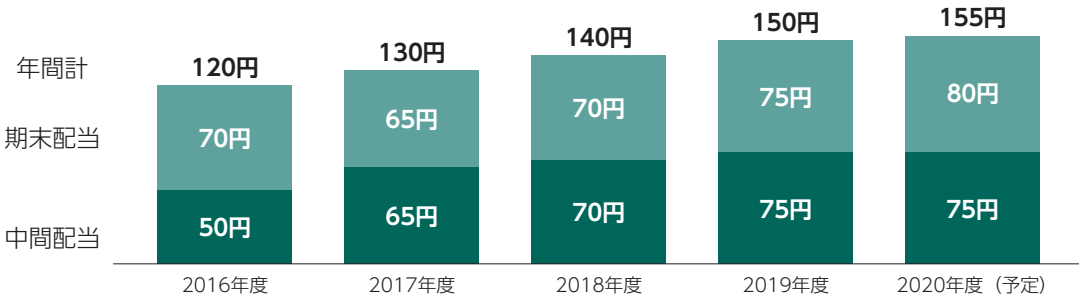
この結果、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株につき金155円となります。

2. 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年6月29日

* グループ修正利益は、当社グループ全体の経常的な収益力を示す当社独自の指標であり、連結当期純利益を基礎に、異常危険準備金繰入額（繰入の場合は加算・戻入の場合は減算）などの加減算を行うことにより算出しております。

※ご参考 1株当たり配当（中間・期末・年間計）の推移



第2号議案 取締役10名選任の件

現任の取締役11名全員が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、また社外取締役1名が逝去により任期途中で退任されましたので、社外取締役4名を含む取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	性別	当社における地位及び担当
1	再任 から さわ やす よし 柄 澤 康 喜	男性	取締役会長 会長執行役員
2	再任 かな すぎ やす ぞう 金 杉 恭 三	男性	代表取締役 取締役副会長 副会長執行役員
3	再任 はら のり ゆき 原 典 之	男性	代表取締役 取締役社長 社長執行役員（グループCEO）
4	再任 ひ ぐち てつ じ 樋 口 哲 司	男性	代表取締役 副社長執行役員 総合企画部、IT企画部、グループ事業支援部、広報・IR部、 国際管理部、海外生保事業部、データマネジメント部、 監査部、資本政策、サステナビリティ、グループCFO
5	再任 ふく だ まさ ひと 福 田 真 人	男性	取締役執行役員 販売
6	新任 えん どう たか おき 遠 藤 隆 興	男性	執行役員 経営全般補佐
7	再任 ばん どう ま り こ 坂 東 眞 理 子	女性	社外取締役 独立役員 取締役（社外取締役）
8	再任 あり ま あきら 有 馬 彰	男性	社外取締役 独立役員 取締役（社外取締役）
9	再任 とび まつ じゅん いち 飛 松 純 一	男性	社外取締役 独立役員 取締役（社外取締役）
10	再任 Rochelle Kopp ロッシェル・カッパ	女性	社外取締役 独立役員 取締役（社外取締役）

候補者
番号

1



から さわ やす よし
柄 澤 康 喜

再 任

■ 生年月日	1950年10月27日生
■ 所有する当社株式の数	35,940株
■ 取締役会への出席状況（2020年度）	12/12回（100％）

■ 取締役候補者とした理由

経営企画、営業、広報、財務企画に携わる等、豊富な業務経験を有し、2010年から2016年まで三井住友海上火災保険株式会社の取締役社長、2016年から2021年まで同社の取締役会長を、また2014年から2020年まで当社の取締役社長、2020年から当社の取締役会長を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

1975年 4 月 住友海上火災保険株式会社入社
2004年 4 月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員経営企画部長
2005年 6 月 同社取締役執行役員経営企画部長
2006年 4 月 同社取締役常務執行役員
2008年 4 月 同社取締役専務執行役員
当社取締役
2009年 4 月 取締役専務執行役員
2010年 4 月 三井住友海上火災保険株式会社取締役社長 社長執行役員
当社取締役執行役員
2014年 6 月 取締役社長 社長執行役員
2016年 4 月 三井住友海上火災保険株式会社取締役会長 会長執行役員
2020年 6 月 当社取締役会長 会長執行役員（現職）
2021年 4 月 三井住友海上火災保険株式会社取締役常任顧問（現職）

■ 当社における地位及び担当：取締役会長 会長執行役員

■ 重要な兼職の状況：三井住友海上火災保険株式会社取締役常任顧問

（注）当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告（本招集ご通知45ページ）に記載のとおりです。柄澤康喜氏の選任が承認されますと、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は当該保険契約を次回更新時においても同内容で更新することを予定しております。

候補者
番号

2



かな すぎ やす ぞう
金 杉 恭 三

再任

■ 生年月日	1956年5月29日生
■ 所有する当社株式の数	43,504株
■ 取締役会への出席状況（2020年度）	12/12回（100%）

■ 取締役候補者とした理由

人事、営業、経営企画、統合推進に携わる等、豊富な業務経験を有し、2016年からあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の取締役社長を、また、2020年から当社の取締役副会長を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

1979年 4 月 大東京火災海上保険株式会社入社
2008年 4 月 あいおい損害保険株式会社常務役員人事企画部長
2009年 4 月 同社執行役員
2010年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社執行役員
2011年 4 月 同社常務執行役員
2012年 4 月 当社執行役員
2012年 6 月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役常務執行役員
2013年 4 月 同社取締役専務執行役員
2014年 6 月 当社取締役執行役員
2016年 4 月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役社長（現職）
2020年 6 月 当社取締役副会長 副会長執行役員（現職）

■ 当社における地位及び担当：代表取締役 取締役副会長 副会長執行役員

■ 重要な兼職の状況：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役社長

（注）当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告（本招集ご通知45ページ）に記載のとおりです。金杉恭三氏の選任が承認されますと、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は当該保険契約を次回更新時においても同内容で更新することを予定しております。

候補者
番 号

3



はら
原

のり
典

ゆき
之

再 任

■ 生年月日	1955年7月21日生
■ 所有する当社株式の数	33,740株
■ 取締役会への出席状況（2020年度）	12/12回（100%）

■ 取締役候補者とした理由

マーケット開発、営業、商品業務、経営企画に携わる等、豊富な業務経験を有し、2016年から2021年まで三井住友海上火災保険株式会社の取締役社長、2021年から同社の取締役会長を、また、2020年から当社の取締役社長を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

1978年 4 月 大正海上火災保険株式会社入社
2008年 4 月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員企業品質管理部長
2010年 4 月 同社常務執行役員名古屋企業本部長
2012年 4 月 同社取締役常務執行役員
2013年 4 月 同社取締役専務執行役員
2015年 4 月 同社取締役 副社長執行役員
2016年 4 月 同社取締役社長 社長執行役員
当社執行役員
2016年 6 月 取締役執行役員
2020年 6 月 取締役社長 社長執行役員（現職）
2021年 4 月 三井住友海上火災保険株式会社取締役会長 会長執行役員（現職）

■ 当社における地位及び担当：代表取締役 取締役社長 社長執行役員（グループCEO）

■ 重要な兼職の状況：三井住友海上火災保険株式会社取締役会長 会長執行役員

（注） 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告（本招集ご通知45ページ）に記載のとおりです。原典之氏の選任が承認されますと、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当社は当該保険契約を次回更新時においても同内容で更新することを予定しております。

候補者
番号

4



樋 口 哲 司

再任

- 生年月日 1961年6月24日生
- 所有する当社株式の数 15,663株
- 取締役会への出席状況（2020年度） 10/10回（100%）*

■ 取締役候補者とした理由

営業、商品業務、人事、経営企画に携わる等、豊富な業務経験を有し、2018年から2020年まで三井住友海上火災保険株式会社の専務執行役員を、また、2021年から当社の副社長執行役員を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

- 1984年4月 住友海上火災保険株式会社入社
- 2014年4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員東京本部長
- 2015年4月 同社執行役員経営企画部長
- 2016年4月 同社取締役常務執行役員
- 2017年4月 当社執行役員
- 2018年4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役専務執行役員
- 2020年4月 当社専務執行役員
- 2020年6月 取締役専務執行役員
- 2021年4月 取締役 副社長執行役員（現職）

■ 当社における地位及び担当：代表取締役 副社長執行役員

総合企画部、IT企画部、グループ事業支援部、広報・IR部、
国際管理部、海外生保事業部、データマネジメント部、監査部、
資本政策、サステナビリティ、グループCFO

(注) 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告（本招集ご通知45ページ）に記載のとおりです。樋口哲司氏の選任が承認されますと、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当社は当該保険契約を次回更新時においても同内容で更新することを予定しております。

* 樋口哲司氏は2020年6月25日開催の第12期定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任しましたので、同日以降に開催した取締役会への出席状況を記載しております。

候補者
番号

5



ふく だ まさ ひと
福 田 真 人

再任

- 生年月日 1958年6月23日生
- 所有する当社株式の数 18,463株
- 取締役会への出席状況（2020年度） 10/10回（100%）*

■ 取締役候補者とした理由

営業、人事、コンプライアンス、企業品質管理に携わる等、豊富な業務経験を有し、2021年から三井住友海上火災保険株式会社の副社長執行役員を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

- 1981年 4 月 大正海上火災保険株式会社入社
- 2012年 4 月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員千葉埼玉本部長
- 2014年 4 月 同社常務執行役員千葉埼玉本部長
- 2015年 4 月 同社常務執行役員東京本部長
- 2016年 4 月 同社取締役常務執行役員東京本部長
- 2017年 4 月 同社取締役常務執行役員
- 2018年 4 月 同社取締役専務執行役員
- 2020年 4 月 当社執行役員
- 2020年 6 月 取締役執行役員（現職）
- 2021年 4 月 三井住友海上火災保険株式会社取締役 副社長執行役員（現職）

■ 当社における地位及び担当：取締役執行役員 販売

■ 重要な兼職の状況：三井住友海上火災保険株式会社取締役 副社長執行役員

（注）当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告（本招集ご通知45ページ）に記載のとおりです。福田真人氏の選任が承認されますと、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は当該保険契約を次回更新時においても同内容で更新することを予定しております。

* 福田真人氏は2020年6月25日開催の第12期定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任しましたので、同日以降に開催した取締役会への出席状況を記載しております。

候補者
番号

6



えん どう たか おき
遠 藤 隆 興

新 任

■ 生年月日 1960年9月30日生

■ 所有する当社株式の数 8,007株

■ 取締役候補者とした理由

経営企画、営業に携わる等、豊富な業務経験を有し、2017年から2019年までa u損害保険株式会社の取締役社長を、また、2021年からあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の専務執行役員を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

1983年 4 月 千代田火災海上保険株式会社入社
2008年 4 月 あいおい生命保険株式会社執行役員企画部長
2011年10月 三井住友海上あいおい生命保険株式会社上席理事企画部長
2013年 4 月 同社取締役執行役員企画部長
2014年 4 月 当社総合企画部長
2015年 4 月 執行役員総合企画部長
2017年 4 月 a u 損害保険株式会社取締役社長
2019年 4 月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社執行役員
2020年 4 月 同社常務執行役員
当社執行役員（現職）
2020年 6 月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役常務執行役員
2021年 4 月 同社取締役専務執行役員（現職）

■ 当社における地位及び担当：執行役員
経営全般補佐

■ 重要な兼職の状況：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役専務執行役員

(注) 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告（本招集ご通知45ページ）に記載のとおりです。遠藤隆興氏の選任が承認されますと、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は当該保険契約を次回更新時においても同内容で更新することを予定しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

ご参考

候補者
番号

7



ばん どう ま り こ
坂 東 眞 理 子

再 任

社外取締役

独立役員

- | | |
|----------------------|--------------|
| ■ 生年月日 | 1946年8月17日生 |
| ■ 所有する当社株式の数 | 4,700株 |
| ■ 取締役会への出席状況（2020年度） | 12/12回（100%） |

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

内閣府男女共同参画局長、在オーストラリア連邦ブリスベン日本国総領事、昭和女子大学学長等を歴任され、行政・教育分野やダイバーシティ推進に関する豊富な知見を有しておられます。引き続き当該知見及び経験を活かし、特にダイバーシティ推進について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくことを期待しております。

■ 略歴

- 1969年7月 総理府入府
- 1985年10月 内閣総理大臣官房参事官・内閣審議官
- 1989年7月 総務庁統計局消費統計課長
- 1994年7月 内閣総理大臣官房男女共同参画室長
- 1995年4月 埼玉県副知事
- 1998年6月 在オーストラリア連邦ブリスベン日本国総領事
- 2001年1月 内閣府男女共同参画局長
- 2003年10月 学校法人昭和女子大学理事
- 2007年4月 昭和女子大学学長
- 2014年4月 学校法人昭和女子大学理事長（現職）
- 2016年7月 昭和女子大学総長（現職）
- 2017年6月 当社取締役（現職）

■ 当社における地位及び担当：取締役（社外取締役）

■ 重要な兼職の状況：学校法人昭和女子大学理事長、昭和女子大学総長 株式会社三菱総合研究所取締役（社外取締役）

- (注) 1. 坂東眞理子氏は社外取締役候補者であります。
2. 当社は、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、坂東眞理子氏との間で、取締役としての任務を怠り当社に損害を加えた場合において、社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償額の上限とする責任限定契約を締結しております。同氏が選任された場合、当社は同氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告（本招集ご通知45ページ）に記載のとおりです。坂東眞理子氏の選任が承認されまると、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は当該保険契約を次回更新時においても同内容で更新することを予定しております。
4. 坂東眞理子氏の社外取締役の在任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年であります。
5. 坂東眞理子氏は、過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与しておりませんが、行政・教育分野における幅広い知識や経験を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
6. 当社又は当社の主要な子会社と学校法人昭和女子大学及び株式会社三菱総合研究所との間には取引がありますが、その取引金額は各法人の直近事業年度における年間事業活動収入又は年間連結売上高の1%未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の1%未満であります。また、坂東眞理子氏は、2021年6月開催予定の株式会社はくはくフィナンシャルグループの定時株主総会で同社社外取締役に就任予定であります。当社は当社の主要な子会社と株式会社はくはくフィナンシャルグループとの間には取引がありますが、その取引金額は同社の直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の1%未満であります。その他についても、坂東眞理子氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
7. 当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、坂東眞理子氏が一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。

候補者
番 号

8



あり ま あきら
有 馬 彰

再 任

社外取締役

独立役員

- 生年月日 1949年 8月25日生
- 所有する当社株式の数 900株
- 取締役会への出席状況 (2020年度) 12/12回 (100%)

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

日本電信電話株式会社取締役、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社代表取締役社長等を歴任され、情報通信事業に関する豊富な知見及び経営者としての経験を有しておられます。引き続き当該知見及び経験を活かし、特にデジタル化推進やグローバルな経営について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくことを期待しております。

■ 略歴

- 1973年 4 月 日本電信電話公社入社
- 2002年 6 月 東日本電信電話株式会社取締役企画部長
- 2003年 4 月 同社取締役経営企画部長
- 2005年 6 月 日本電信電話株式会社取締役
- 2007年 6 月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社代表取締役副社長
ネットビジネス事業本部長
- 2010年 6 月 同社代表取締役社長
- 2015年 6 月 同社取締役相談役
- 2017年 6 月 同社相談役 (現職)
- 2018年 6 月 当社取締役 (現職)

■ 当社における地位及び担当：取締役 (社外取締役)

- (注) 1. 有馬彰氏は社外取締役候補者であります。
2. 当社は、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、有馬彰氏との間で、取締役としての任務を怠り当社に損害を加えた場合において、社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償額の上限とする責任限定契約を締結しております。同氏が選任された場合、当社は同氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告 (本招集ご通知45ページ) に記載のとおりです。有馬彰氏の選任が承認されまると、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は当該保険契約を次回更新時においても同内容で更新することを予定しております。
4. 有馬彰氏の社外取締役の在任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年であります。
5. 当社又は当社の主要な子会社とエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社との間には取引がありますが、その取引金額は同社の直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の1%未満であります。その他についても、有馬彰氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
6. 当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、有馬彰氏が一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

「」参考

候補者
番号

9



とび まつ じゅん いち
飛 松 純 一

再任

社外取締役

独立役員

■ 生年月日	1972年8月15日生
■ 所有する当社株式の数	0株
■ 取締役会への出席状況（2020年度）	12/12回（100%）

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として海外を含む企業法務全般に関する豊富な知見を有しておられます。引き続き当該知見を活かし、特に当社グループの経営の健全性確保について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくことを期待しております。

■ 略歴

- 1998年4月 弁護士登録
森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）弁護士
- 2004年6月 ニューヨーク州弁護士登録
- 2010年4月 東京大学大学院法学政治学研究科准教授
- 2016年7月 飛松法律事務所（現 外苑法律事務所）弁護士（現職）
- 2018年6月 当社取締役（現職）

■ 当社における地位及び担当：取締役（社外取締役）

- 重要な兼職の状況：外苑法律事務所弁護士
株式会社アマナ取締役（社外取締役）
株式会社エーアイ取締役（社外取締役（監査等委員））
株式会社キャンディール監査役（社外監査役）

- (注) 1. 飛松純一氏は社外取締役候補者であります。
2. 当社は、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、飛松純一氏との間で、取締役としての任務を怠り当社に損害を加えた場合において、社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償額の上限とする責任限定契約を締結しております。同氏が選任された場合、当社は同氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告（本招集ご通知45ページ）に記載のとおりです。飛松純一氏の選任が承認されますと、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は当該保険契約を次回更新時においても同内容で更新することを予定しております。
4. 飛松純一氏の社外取締役の在任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年であります。
5. 飛松純一氏は、過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与しておりませんが、法曹としての専門的な知識や経験を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
6. 当社は当社の主要な子会社と外苑法律事務所及び株式会社エーアイとの間には取引はありません。当社は当社の主要な子会社と株式会社アマナ及び株式会社キャンディールとの間には取引がありますが、その取引金額は各社の直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の1%未満であります。その他についても、飛松純一氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
7. 飛松純一氏が2009年3月より2021年3月まで社外監査役に就任し、2021年3月より社外取締役に就任している株式会社アマナにおいて、2018年4月、同社海外連結子会社で不適切な会計処理が行われている事実が判明いたしました。同氏は、その事実を事前に認識しておりませんが、日頃より法令遵守の視点に立った提言を適宜行うとともに、当該事実の疑義が生じた後は社内調査委員会の一員として徹底した調査を行うなど、その職責を適切に遂行しておりました。また、2020年11月、同社及び同社国内連結子会社で不適切な会計処理が行われている事実が判明いたしました。同氏は、その事実を事前に認識しておりませんが、日頃より法令遵守の視点に立った提言を適宜行うとともに、当該事実の疑義が生じた後は内部統制のさらなる強化の要請及び再発防止策の策定等に関して必要な提言を行うなど、その職責を適切に遂行しておりました。
8. 当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、飛松純一氏が一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。

候補者
番号

10



Rochelle Kopp
ロッシェル・カップ

再任

社外取締役

独立役員

- 生年月日 1964年6月29日生
- 所有する当社株式の数 0株
- 取締役会への出席状況（2020年度） 10/10回（100%）*

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

異文化コミュニケーションに関する豊富な知見並びに日本及び米国における経営コンサルタントとしての経験を有しておられます。引き続き当該知見及び経験を活かし、特に当社グループのグローバル展開について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくことを期待しております。

■ 略歴

- 1986年6月 ZS Associates, Inc.ビジネスアナリスト
- 1987年6月 同社シニア・ビジネスアナリスト
- 1988年8月 安田信託銀行株式会社（現 みずほ信託銀行株式会社）国際広報スペシャリスト
- 1992年10月 IPC Group, Inc.コンサルタント
- 1994年7月 Japan Intercultural Consultingマネージングプリンシパル（社長）（現職）
- 2015年1月 ビジネス・ブレークスルー大学グローバル・リーダーシップコース教授
- 2019年4月 北九州市立大学外国語学部教授
- 2020年6月 当社取締役（現職）

■ 当社における地位及び担当：取締役（社外取締役）

■ 重要な兼職の状況：Japan Intercultural Consultingマネージングプリンシパル（社長）

- (注) 1. ロッシェル・カップ氏は社外取締役候補者であります。
2. 当社は、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、ロッシェル・カップ氏との間で、取締役としての任務を怠り当社に損害を加えた場合において、社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償額の上限とする責任限定契約を締結しております。同氏が選任された場合、当社は同氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告（本招集ご通知45ページ）に記載のとおりです。ロッシェル・カップ氏の選任が承認されますと、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当社は当該保険契約を次回更新時においても同内容で更新することを予定しております。
4. ロッシェル・カップ氏の社外取締役の在任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年であります。
5. 当社は又は当社の主要な子会社とJapan Intercultural Consultingとの間には取引はありません。
6. 当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、ロッシェル・カップ氏が一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。

*ロッシェル・カップ氏は2020年6月25日開催の第12期定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任しましたので、同日以降に開催した取締役会への出席状況を記載しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

「」参考

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役近藤智子及び植村京子の各氏が、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外監査役1名を含む監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号		す 須 とう 藤 あつ 敦 こ 子	新 任
1		■ 生年月日	1967年5月21日生
		■ 所有する当社株式の数	179株

■ 監査役候補者とした理由

アクチュアリー*資格を有し、リスク管理、経理に携わる等、豊富な業務経験を有し、当社の業務全般を適切に監査できる知見を有していることから、監査役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

1990年 4 月 大東京火災海上保険株式会社入社

2020年 4 月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社理事経理部長

2021年 4 月 同社顧問（現職）

(注) 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告（本招集ご通知45ページ）に記載のとおりです。須藤敦子氏の選任が承認されますと、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当社は当該保険契約を次回更新時においても同内容で更新することを予定しております。

*確率・統計などの数理的手法を活用して、主に、保険や年金に関わる諸問題を解決する専門職

候補者
番号

2

う え む ら き ょ う こ
植 村 京 子

再任

社外監査役

独立役員

■ 生年月日	1961年7月22日生
■ 所有する当社株式の数	500株
■ 取締役会などへの出席状況 (2020年度)	取締役会 12/12回 (100%) 監査役会 11/11回 (100%)

■ 社外監査役候補者とした理由

法律の専門家として、裁判官、弁護士等を歴任されており、当社取締役会などにおいてもその知識や経験に基づいた発言を行っており、引き続きそれらを当社の経営に反映していただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

1994年 4月 大阪地方裁判所判事補
2004年 4月 静岡家庭裁判所沼津支部判事
2005年 4月 横浜地方裁判所判事
2008年 4月 弁護士登録
LM法律事務所弁護士
2017年 6月 当社監査役（現職）
2018年10月 深山・小金丸法律会計事務所弁護士（現職）

■ 当社における地位：監査役（社外監査役）

■ 重要な兼職の状況：深山・小金丸法律会計事務所弁護士 ソフトバンク株式会社取締役（社外取締役） マブチモーター株式会社取締役（社外取締役（監査等委員））

- (注) 1. 植村京子氏は社外監査役候補者であります。
2. 当社は、社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、植村京子氏との間で、監査役としての任務を怠り当社に損害を加えた場合において、社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償額の上限とする責任限定契約を締結しております。同氏が選任された場合、当社は同氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告（本募集ご通知45ページ）に記載のとおりです。植村京子氏の選任が承認されますと、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は当該保険契約を次回更新時においても同内容で更新することを予定しております。
4. 植村京子氏の社外監査役の在任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年であります。
5. 植村京子氏は、過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与しておりませんが、法曹としての専門的な知識や経験に鑑み、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
6. 当社は当社の主要な子会社と深山・小金丸法律会計事務所との間には取引はありません。当社は当社の主要な子会社とソフトバンク株式会社及びマブチモーター株式会社との間には取引がありますが、その取引金額は各社の直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の1%未満であります。その他についても、植村京子氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
7. 当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、植村京子氏が一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって補欠監査役選任の効力が失効しますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

	め 目	ぐろ 黒	こう 高	ぞう 三	補欠の社外監査役 独立役員
	■ 生年月日				1953年2月1日生
■ 所有する当社株式の数				0株	

■ 補欠の社外監査役候補者とした理由

監査法人の代表社員を務めるなど、財務及び会計に関する豊富な知識や経験を有しており、それらを当社の経営に反映していただくため、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

- 1984年 9月 監査法人中央会計事務所入所
- 1989年 10月 公認会計士登録
- 2002年 7月 中央青山監査法人代表社員
- 2006年 9月 あらた監査法人（現PwCあらた有限責任監査法人）代表社員
- 2013年 7月 目黒会計事務所 公認会計士（現職）

■ 重要な兼職の状況：目黒会計事務所 公認会計士

- (注) 1. 目黒高三氏は補欠の社外監査役候補者であります。
2. 目黒高三氏が社外監査役に就任された場合、社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、当社は同氏との間で、監査役としての任務を怠り当社に損害を加えた場合において、社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償額の上限とする責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告（本招集ご通知45ページ）に記載のとおりです。目黒高三氏が社外監査役に就任されますと、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当社は当該保険契約を次回更新時においても同内容で更新することを予定しております。
4. 目黒高三氏は、過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与しておりませんが、財務及び会計に関する専門的な知識や経験に鑑み、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
5. 当社又は当社の主要な子会社と目黒会計事務所との間には取引はありません。また、目黒高三氏は、2021年6月開催予定の株式会社フジクラの定時株主総会で同社社外取締役（監査等委員）に就任予定であります。当社又は当社の主要な子会社と株式会社フジクラとの間には取引がありますが、その取引金額は同社の直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の1%未満であります。その他についても、目黒高三氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
6. 目黒高三氏が社外監査役に就任された場合、当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、同氏が一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出する予定であります。

〈ご参考〉取締役候補及び監査役候補の選任基準・独立性の判断基準（概要）

1. 社外取締役候補及び社外監査役候補

次に掲げる要件を満たすこと。

■会社法が定める取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。

■保険業法が定める保険持株会社の取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。

■十分な社会的信用を有すること。

■社外監査役にあつては保険業法等が定める保険会社の監査役の適格性を充足すること。

加えて以下（1）～（3）を満たすこと。

（1）適格性

会社経営に関する一般的常識及び取締役・取締役会の在り方についての基本的理解に基づき、経営全般のモニタリングを行い、アドバイスをを行うために必要な次に掲げる資質を有すること。

○資料や報告から事実を認定する力

○問題及びリスク発見能力・応用力

○経営戦略に対する適切なモニタリング能力及び助言能力

○率直に疑問を呈し、議論を行い、再調査、継続審議、議案への反対等の提案を行うことができる精神的独立性

（2）専門性

経営、経理、財務、法律、行政、社会文化等の専門分野に関する知見を有し、当該専門分野で相応の実績を挙げていること。

（3）独立性

次に掲げる者に該当しないこと。

① 当社又は当社の子会社の業務執行者

② 当社の子会社の取締役又は監査役

③ 当社を主要な取引先とする者（その直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払いを当社又は当社の子会社から受けた者）又はその業務執行者

④ 当社の主要な取引先（当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料（除く積立保険料）の2%以上の支払いを当社の子会社に対して行った者）又はその業務執行者

⑤ 当社の上位10位以内の株主（当該株主が法人である場合は当該法人の業務執行者）

⑥ 当社又は当社の子会社が取締役を派遣している会社の業務執行者

⑦ 当社又は当社の子会社から役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家

⑧ 過去5年間に於いて上記②から⑦のいずれかに該当していた者

⑨ 過去に当社又は当社の子会社の業務執行者であった者

⑩ 上記①から⑨までに掲げる者の配偶者又は二親等内の親族

※ 通算任期

2015年4月1日以降に新たに就任する社外取締役及び社外監査役の通算任期を次のとおりとする。

① 社外取締役にあつては、4期4年を目処とし、最長8期8年まで再任を妨げない。

② 社外監査役にあつては、原則として1期4年とするが、最長2期8年まで再任を妨げない。

2. 社外取締役以外の取締役候補及び社外監査役以外の監査役候補

次に掲げる要件を満たすこと。

■会社法が定める取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。

■保険業法が定める保険持株会社の取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。

■保険業法等が定める保険会社の常務に従事する取締役、監査役の適格性を充足すること。

加えて、多様な経験や専門性の高い経験等を有し、リーダーシップの発揮により企業理念を体現すること。

第5号議案 故取締役池尾和人氏に対する弔慰金贈呈の件

2021年2月21日に逝去されました故取締役池尾和人氏に対し、在任中の功労に報いるため、弔慰金6,000,000円を贈呈することとし、その時期及び方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、本議案は、取締役会においてあらかじめ定めた弔慰金に関する規程に沿って決定しており、相当であると判断しております。

同氏の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
いけ お かず ひと 池 尾 和 人	2018年 6 月 当社取締役（社外取締役） 2021年 2 月 逝去

以 上

1 保険持株会社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

当期のわが国を含む世界経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響により厳しい状況で推移しましたが、期半ば以降、経済活動の再開が段階的に進められる中、持ち直しの動きもみられました。

当社グループにおいても、新型コロナウイルス感染症の流行により、海外における保険金支払いの増加や、国内における生命保険料の減収などの影響を受けましたが、お客さまの非接触志向の高まりを踏まえたビジネススタイルの構築に取り組むとともに、リモートワークの活用、ペーパーレスの推進、オフィススペースの有効活用など生産性をより高める取組みを進めました。

当期は、グループ中期経営計画「^{ビジョン}Vision 2021」（2018年度～2021年度）に基づき、グループの資源を最大限に活かし、持続的成長と企業価値向上を実現すべく、3つの重点戦略「グループ総合力の発揮」、「デジタルライゼーションの推進」、「ポートフォリオ変革」に取り組ましました。

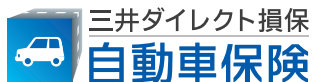


グループ総合力の発揮	共同開発商品の販売推進等の営業部門での共同取組み、商品・サービス・事務・システム等の共通化・共同化、印刷・物流の効率化など、品質向上と生産性向上に向けた取組みを推進し、競争力の強化を図りました。
デジタルライゼーションの推進	お客さまが体験される価値の向上などに資する3つの取組み（デジタルトランスフォーメーション、デジタルイノベーション、デジタルグローバル化）や、デジタル人材の育成など基盤となる取組みをグループ横断で進めました。
ポートフォリオ変革	政策株式の削減や、再保険を活用した自然災害リスク管理に引き続き取組み、リスクポートフォリオの変革を推進するとともに、海外事業への新規事業投資など収益源の分散・多角化による事業ポートフォリオの変革に取り組ましました。

当期における各事業の取組みの経過及び成果は、以下のとおりです。

国内損害保険事業

三井住友海上火災保険株式会社（以下「三井住友海上」といいます。）では「G^{ジーケー}K」シリーズの商品を中心に、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「あいおいニッセイ同和損保」といいます。）では「T^{トゥー}O^{オー}U^{ユー}G^{ジー}H」シリーズの商品を中心に、販売の拡大に努めました。また、三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保は共同で、最新のテレマティクス技術^{（※1）}及びドライブレコーダーを用いて安全運転をサポートする自動車保険「見守るクルマの保険（ドラレコ型）」を積極的に販売したほか、新型コロナウイルス感染症を新たに補償対象とした休業補償商品や企業の健康経営と従業員の健康増進取組みをサポートする「健康経営支援保険」を発売するなど、社会的課題の解決に資する商品を販売しました。さらに、お客さまへの新たな価値の提供に向けて、三井住友海上では人工知能（A I）を搭載した代理店営業支援システム「M^{エム}S^{エス}1^{ワン} B^{ブレイ}r^{イン}a^{イン}i^ンn」によりお客さまに最適な商品・サービスを最適なタイミングで提供することが可能となり、あいおいニッセイ同和損保ではテレマティクス損害サービスシステムにA Iが解析した映像を活用する機能を追加するなど、より迅速・適切な事故対応サービスの提供が可能となりました。



三井ダイレクト損害保険株式会社（以下「三井ダイレクト損保」といいます。）では、開業20周年を迎え、よりお客さまに寄り添っていく姿勢を表現するため、「やさしい」をコンセプトにテレビCMを刷新したほか、お客さま向けスマートフォンアプリの利用促進などに取り組みました。

※ 1 テレマティクス技術

テレコミュニケーション（Telecommunication＝通信）とインフォマティクス（Informatics＝情報科学）を組み合わせた造語。自動車などの移動体に通信システムを組み合わせで情報サービスを提供すること。

国内生命保険事業

三井住友海上あいおい生命保険株式会社（以下「三井住友海上あいおい生命」といいます。）では、新型コロナウイルス感染症の流行により「新しい生活様式」への変化が求められる中、業界に先駆けてWeb面談や通販キットによる募集スキームを構築するとともに、保険料の払込猶予やみなし入院^{（＊2）}などの特別措置を講じました。また、2020年6月に開始したコンビニエンスストアに設置されたマルチコピー機を通じたガン保険の販売が、2020年日経優秀製品・サービス賞において日経MJ賞を受賞しました。2021年3月には、業界で初めて電話による入院・手術給付金の請求に自動音声で対応するAIを導入しました。



三井住友海上プライマリー生命保険株式会社（以下「三井住友海上プライマリー生命」といいます。）では、生前贈与に活用できる特別終身保険「やさしさ、つなぐ」や、長寿リスクに備えるトンチン年金保険^{（＊3）}「あしたの、よろこび2」など、安心で豊かなお客さまのセカンドライフづくりを支援する商品を販売したほか、保険金等受取人を公益団体に指定できる「社会貢献特約」を提供するなど、お客さまの資産承継に関する価値観の多様化にあわせた取組みを推進しました。

＊2 みなし入院

本来入院による治療が必要であったが、医療機関が満床等の理由で自宅やホテル等で療養した場合などに、入院給付金の支払対象となる入院とみなすこと。

＊3 トンチン年金保険

「死亡した方の補償を抑え、その分を生きている方の年金に回すしくみ」により、長生きした人ほどより多くの年金を生存時に受け取ることができる年金保険のこと。

海外事業

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の世界的流行による海外事業への影響を注視し、保険引受、資産運用、業務遂行におけるリスク管理の強化に努めるとともに、引き続きグループの成長事業として持続的な成長やリスク分散に資する事業投資やガバナンスの強化に取り組みました。

当社では、成長が見込まれる中国生命保険市場で強固な事業基盤を確保するために、中国の5大銀行の一角を占める交通銀行股份有限公司の子会社である交銀人寿保險有限公司の持分（37.5%）取得手続を進めました。

三井住友海上では、海外事業再編後の新たな体制の下、アジア地域においてデジタル企業との提携を推進するなど、市場の成長の捕捉に向けた新しい販売チャネルの構築を進めるとともに、自動車保険を中心とした損害率改善取組みにより収益力の強化を図りました。MS Amlin各社においては、不採算種目からの撤退や事業費の削減により、課題である一般保険リスクの収支改善を進めるとともに、今後の成長を牽引できる人財を登用し経営体制の強化を図るなど、着実に収益を確保できる事業基盤を整備しました。

あいおいニッセイ同和損保では、運転挙動反映型テレマティクス自動車保険をタイ、フランス、スペインでも発売した結果、国内を含め9ヶ国に販売を拡大するなど、日本、米国、欧州、中国、東南アジアの5極を中心としたテレマティクス・モビリティサービス事業を推進しました。



交銀人寿保險有限公司本社



タイ初の運転挙動反映型テレマティクス
自動車保険のパンフレット

金融サービス事業

三井住友海上では、台風の接近や上陸によってお客さまが被る経済的損失の軽減を図る天候デリバティブ「台風用心」の販売を開始しました。

また、三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保において、長寿社会における資産形成ニーズに応えるべく、企業向け・個人向けの確定拠出年金商品の販売に注力しました。

ご参考



グループ社員一人ひとりがC S V取組みやS D G s に対する理解を深め、日常業務に反映させることを目的に、2018年度よりグループでサステナビリティコンテストを開催しており、2020年度は最先端 I o T ^(※6) 技術と連携した畜産業界の課題解決に資する取組みが最優秀賞となりました。

これらの取組みは、「Dow Jones Sustainability Index」及び年金積立金管理運用独立行政法人（G P I F）が採用したE S G指数 ^(※7) の構成銘柄への組入れ、C D P ^(※8) における気候変動Aリストへの選定などの高評価につながりました。

※4 レジリエント

変化する状況や予期しない出来事に対して、柔軟かつ上手に適応し、影響を低減し迅速に回復する力があること。

※5 サステナブルな社会

地球環境、社会や人間に関わる課題を解決しながら、複数の世代にわたって、誰もが、安心、安全に過ごせる活力のある社会のこと。

※6 I o T

モノをインターネットに繋げる技術の総称（Internet of Things）。

※7 年金積立金管理運用独立行政法人（G P I F）が採用したE S G指数

「FTSE Blossom Japan Index」、 「MSCI ジャパンESGセレクト・リーダーズ指数」、 「MSCI日本株女性活躍指数」、 「S&P/JPXカーボン・エフィシエント指数」

※8 C D P

気候変動など環境分野に取り組む国際NGO。

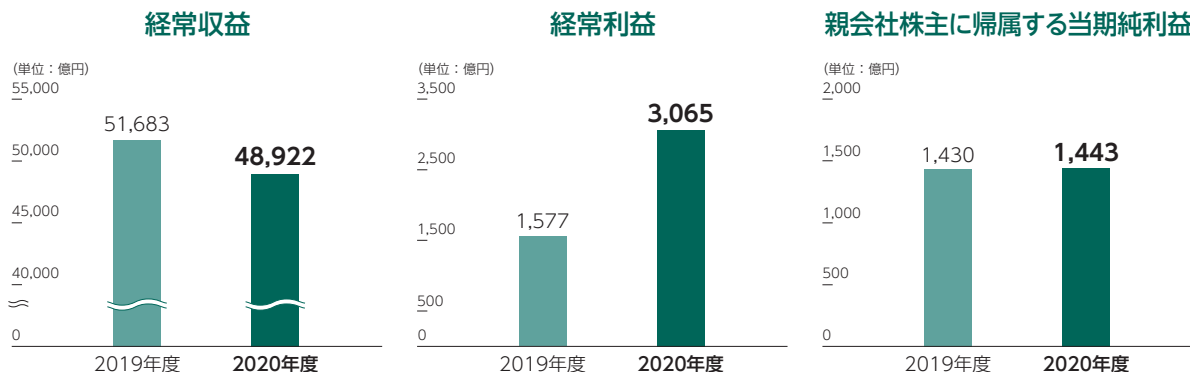


■ 当期の業績

当社の連結業績につきましては、保険引受収益が3兆4,253億円、資産運用収益が1兆4,507億円、その他経常収益が160億円となり、これらを合計した経常収益は4兆8,922億円と前期に比べて5.3%の減少となりました。

一方、経常費用は、保険引受費用が3兆8,004億円、資産運用費用が696億円、営業費及び一般管理費が6,885億円、その他経常費用が270億円となった結果、4兆5,857億円と前期に比べて8.5%の減少となりました。

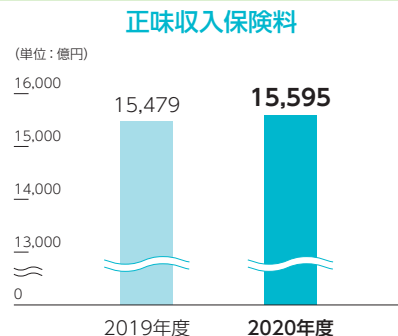
この結果、経常利益は3,065億円となり、これに特別利益、特別損失、法人税及び住民税等などを加減した親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に比べて13億円増加し、1,443億円となりました。



セグメントごとの業績につきましては、以下のとおりとなりました。

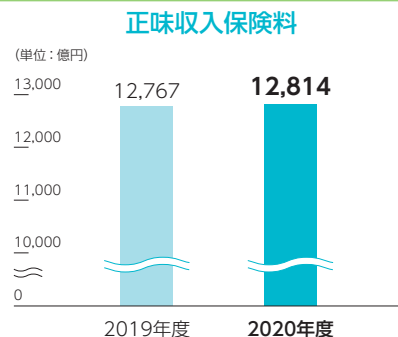
■ 三井住友海上

正味収入保険料は1兆5,595億円と、前期に比べて0.8%の増加となりました。また、正味損害率は、前期に比べて3.5ポイント低下し59.8%となり、正味事業費率は、前期に比べて0.7ポイント上昇し32.7%となりました。当期純利益は922億円となりました。



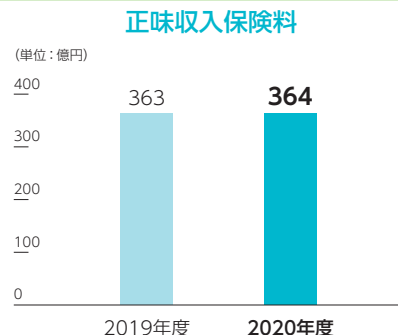
■ あいおいニッセイ同和損保

正味収入保険料は1兆2,814億円と、前期に比べて0.4%の増加となりました。また、正味損害率は、前期に比べて3.4ポイント低下し58.6%となり、正味事業費率は、前期に比べて0.4ポイント上昇し34.9%となりました。当期純利益は216億円となりました。



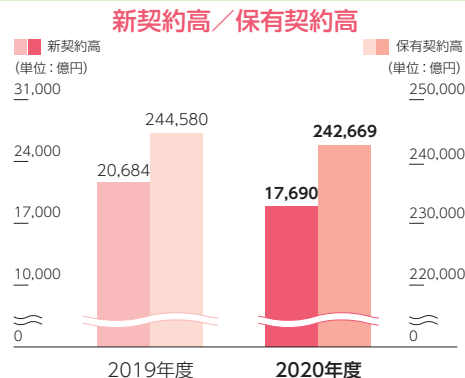
■ 三井ダイレクト損保

正味収入保険料は364億円と、前期に比べて0.3%の増加となりました。また、正味損害率は、前期に比べて10.7ポイント低下し64.2%となり、正味事業費率は、前期に比べて3.0ポイント上昇し31.3%となりました。出資持分考慮後の当期純利益は8億円となりました。



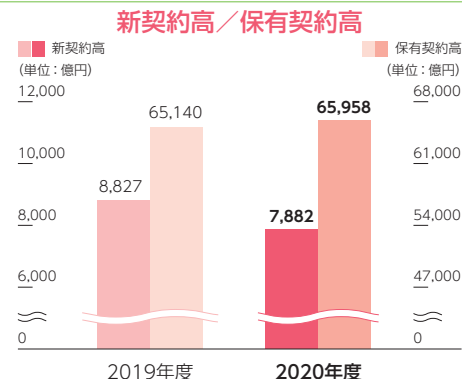
■ 三井住友海上あいおい生命

個人保険及び個人年金保険を合計した新契約高は1兆7,690億円と、前期に比べて14.5%の減少となりました。これらを合計した当期末の保有契約高は前期に比べて0.8%減少し、24兆2,669億円となりました。当期純利益は119億円となりました。



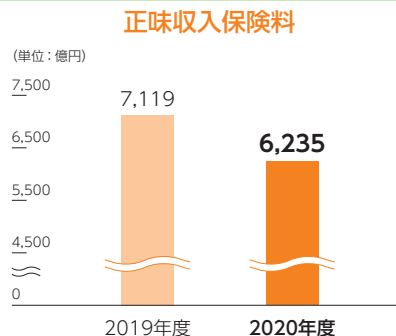
■ 三井住友海上プライマリー生命

個人保険及び個人年金保険を合計した新契約高は7,882億円と、前期に比べて10.7%の減少となりました。これらを合計した当期末の保有契約高は前期に比べて1.3%増加し、6兆5,958億円となりました。当期純利益は431億円となりました。



■ 海外保険子会社

正味収入保険料が6,235億円と、前期に比べて12.4%の減少となりました。出資持分考慮後の当期純損失は31億円となりました。



■ 対処すべき課題

今後のわが国を含む世界経済は、新型コロナワクチンの普及や各国政府による政策により回復に向かうことが期待される一方、感染の再拡大による下振れリスクも懸念されています。

保険業界においても、新型コロナウイルスの感染拡大や気候変動による大規模自然災害の発生など、先行き不透明な事業環境が続くことが予想される中、お客さまの生活や社会の安定を支える社会的インフラとして、引き続きその役割を果たしていくことが求められています。

当社グループでも、役職員の感染防止やリモートワークの推進に取り組むとともに、保険金の支払いや保険契約手続などの保険業務を継続しつつ、デジタル技術を活用した非対面で行える業務領域の拡大や、新たなニーズに対応した商品・サービスの提供を進めてまいります。

2021年度は、2018年度よりスタートした中期経営計画「^{ビジョン}Vision 2021」の最終年度を迎え、引き続き「グループ総合力の発揮」、「デジタルライゼーションの推進」、「ポートフォリオの変革」の3つを重点戦略として取り組んでまいります。中期経営計画に掲げた経営数値目標を達成し、「世界トップ水準の保険・金融グループとして認められる存在感のあるスケールとクオリティ」を実現するとともに、次のステージにおける成長に向け「環境変化に迅速に対応できるレジリエントな態勢」を構築してまいります。

国内損害保険事業は、国内最大のスケールを誇るグループの中核事業であり、3つの特色ある事業会社で多様な販売チャネルを活かし、社会構造・環境の変化や技術革新の進展等から生じる新たなリスクに挑戦し、お客さまへ安心・安全を提供してまいります。また、グループ総合力の発揮により一層のシナジー発揮、品質向上、生産性向上を追求するとともに、自動車保険のマーケットシェア・収益性の維持・向上、火災保険の収益性改善に取り組むとともに、新種保険等の拡大によりポートフォリオを変革してまいります。

国内生命保険事業は、グループの成長事業の一つとして、異なるビジネスモデルを持つ2つの事業会社を通じ、医療・介護保障や万一の際の死亡保障などの保障性商品と、老後の生活を支える資産形成型商品や生前贈与・相続に活用できる資産継承型商品などを販売し、業界トップレベルの成長性と収益性を実現してまいります。

海外事業は、グループの成長事業と位置付け、資本、人財等の経営資源を積極的に投入し、既存事業の強化や新たな事業投資を行い、事業ポートフォリオの地理的・種目的な分散を実現してまいります。

さらに、当社グループは、世界的に関心が高まっている地球環境問題やウィズコロナ時代に見えてきた新たな課題も含め、社会的課題の解決に貢献し、2030年に目指す社会像として掲げる「レジリエントでサステナブルな社会」を実現すべく、多様なステークホルダーと連携し、社会との共通価値の創造（C S V）に引き続き取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(注) 本事業報告（以下の諸表を含みます。）における金額及び株数は、記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率等の比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで表示しております。

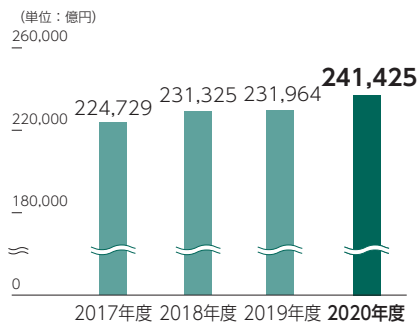
(2) 企業集団及び保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

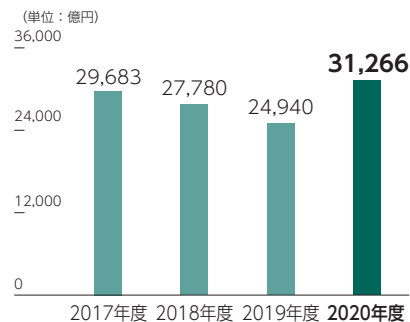
(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (当期)
経 常 収 益	5,217,835	5,500,438	5,168,361	4,892,244
経 常 利 益	211,548	290,847	157,701	306,524
親会社株主に帰属する当期純利益	154,057	192,705	143,030	144,398
包 括 利 益	311,096	△79,701	△157,288	753,938
純 資 産 額	2,968,387	2,778,047	2,494,038	3,126,657
総 資 産	22,472,927	23,132,539	23,196,455	24,142,562

総資産



純資産額



□ 保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (当期)
営業収益	百万円 140,287	百万円 117,939	百万円 130,128	百万円 216,887
受取配当金	140,141	117,778	129,968	216,724
保険業を営む子会社等	140,027	115,573	128,619	215,825
その他の子会社等	114	2,204	1,348	899
当期純利益	128,276	106,445	33,244	232,030
1株当たり当期純利益	216円53銭	181円58銭	57円72銭	411円03銭
総資産	百万円 1,635,723	百万円 1,654,513	百万円 1,656,210	百万円 1,766,273
保険業を営む子会社等株式等	1,430,635	1,430,635	1,430,635	1,496,497
その他の子会社等株式等	90,077	120,974	179,149	42,050

(3) 企業集団の主要な事務所の状況

インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ms-ad-hd.com>) に掲載しております。

(4) 企業集団の使用人の状況

インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ms-ad-hd.com>) に掲載しております。

(5) 企業集団の主要な借入先の状況

インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ms-ad-hd.com>) に掲載しております。

(6) 企業集団の資金調達の状況

社債

部 門 名	内 容	発行総額
(国内損害保険事業)		百万円
三井住友海上火災保険株式会社	2021年2月発行 第5回利払繰延条項・期限前償還条項付 無担保社債（劣後特約付）	100,000

(7) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

部 門 名	金 額
(保険持株会社)	
MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	4
(国内損害保険事業)	
三井住友海上火災保険株式会社	14,976
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	15,557
三井ダイレクト損害保険株式会社	447
(国内生命保険事業)	
三井住友海上あいおい生命保険株式会社	592
三井住友海上プライマリー生命保険株式会社	90
(海外事業)	
海外保険子会社	1,942
その他	54

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

部 門 名	内 容	金 額
(国内損害保険事業)		
三井住友海上火災保険株式会社	神奈川静岡本部ビルに係る建物の取得	2,025
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	聖蹟桜ヶ丘センターに係る建物の取得	5,154

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要な 事業内容	設立年月日	資 本 金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	備考
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区	損害保険業務	1918年10月21日	139,595百万円	100.0%	—
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区	損害保険業務	1918年6月30日	100,005百万円	100.0%	—
三井ダイレクト損害保険株式会社	東京都文京区	損害保険業務	1999年6月3日	39,106百万円	89.7%	—
a u 損害保険株式会社	東京都港区	損害保険業務	2010年2月23日	3,150百万円	49.0% (49.0%)	—
三井住友海上あいおい生命保険株式会社	東京都中央区	生命保険業務	1996年8月8日	85,500百万円	100.0%	—
三井住友海上プライマリー生命保険株式会社	東京都中央区	生命保険業務	2001年9月7日	41,060百万円	100.0%	—
三井住友海上キャピタル株式会社	東京都中央区	ベンチャー キャピタル事業	1990年12月6日	1,000百万円	100.0% (100.0%)	—
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	東京都港区	投資運用業、 投資助言・代理業	1985年7月15日	2,000百万円	15.0% (15.0%)	—
MS & A D インターリスク総研株式会社	東京都千代田区	リスクマネジメント・ コンサルティング業務	1993年1月4日	330百万円	100.0%	—
MSIG Holdings (U.S.A.), Inc.	アメリカ合衆国 ニューヨーク	持株会社	1988年10月21日	920,440千米ドル (101,902百万円)	100.0% (100.0%)	—
Mitsui Sumitomo Insurance USA Inc.	アメリカ合衆国 ニューヨーク	損害保険業務	1988年1月28日	5,000千米ドル (553百万円)	100.0% (100.0%)	—
Mitsui Sumitomo Insurance Company of America	アメリカ合衆国 ニューヨーク	損害保険業務	2001年3月29日	5,000千米ドル (553百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSIG Specialty Insurance USA Inc.	アメリカ合衆国 ニューヨーク	損害保険業務	1994年1月11日	5,000千米ドル (553百万円)	100.0% (100.0%)	—
DTRIC Insurance Company, Limited	アメリカ合衆国 ホノルル	損害保険業務	1978年12月12日	4,500千米ドル (498百万円)	100.0% (100.0%)	—
DTRIC Insurance Underwriters, Limited	アメリカ合衆国 ホノルル	損害保険業務	2007年2月2日	2,500千米ドル (276百万円)	100.0% (100.0%)	—
Mitsui Sumitomo Seguros S/A.	ブラジル サンパウロ	損害保険業務	1965年12月15日	619,756千 ブラジルリアル (11,905百万円)	100.0% (100.0%)	—
Aioi Nissay Dowa Europe Limited	イギリス ロンドン	持株会社	2017年11月8日	350,010千英ポンド (53,282百万円)	100.0% (100.0%)	—
Aioi Nissay Dowa Insurance UK Limited	イギリス ロンドン	損害保険業務	2017年12月11日	75,100千英ポンド (11,432百万円)	100.0% (100.0%)	—
MS Amlin Corporate Member Limited	イギリス ロンドン	損害保険業務	1994年9月19日	1,700千英ポンド (258百万円)	100.0% (100.0%)	—

会 社 名	所 在 地	主要な 事業内容	設立年月日	資 本 金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	備考
MS Amlin Underwriting Limited	イギリス ロンドン	損害保険業務	1988年11月29日	400千英ポンド (60百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSI Corporate Capital Limited	イギリス ロンドン	損害保険業務	2000年1月7日	5,200千英ポンド (791百万円)	100.0% (100.0%)	—
Mitsui Sumitomo Insurance Company (Europe), Limited	イギリス ロンドン	損害保険業務	1972年7月28日	80,700千英ポンド (12,284百万円)	100.0% (100.0%)	—
Leadenhall Capital Partners LLP	イギリス ロンドン	投資運用業	2008年4月30日	2,848千米ドル (315百万円)	80.0% (80.0%)	—
MS Amlin AG	スイス チューリッヒ	損害保険業務	2010年8月19日	10,000千スイスフラン (1,174百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSIG Insurance Europe AG	ドイツ ケルン	損害保険業務	2012年4月20日	84,000千ユーロ (10,903百万円)	100.0% (100.0%)	—
Aioi Nissay Dowa Life Insurance of Europe AG	ドイツ イスマニング	生命保険業務	2005年12月8日	5,000千ユーロ (649百万円)	100.0% (100.0%)	—
MS Financial Reinsurance Limited	バミューダ ハミルトン	生命保険業務	2011年11月21日	46百万円	100.0% (100.0%)	—
MS Amlin Insurance SE	ベルギー ブリュッセル	損害保険業務	2016年1月4日	30,000千ユーロ (3,894百万円)	100.0% (100.0%)	—
Aioi Nissay Dowa Insurance Company of Europe SE	ルクセンブルク セナングルベル	損害保険業務	2004年11月12日	41,875千ユーロ (5,435百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSIG Holdings (Asia) Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール	持株会社	2004年9月23日	63,195千 シンガポールドル (5,199百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSIG Insurance (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール	損害保険業務	2004年9月23日	333,442千 シンガポールドル (27,432百万円)	100.0% (100.0%)	—
MS First Capital Insurance Limited	シンガポール シンガポール	損害保険業務	1950年12月9日	26,500千 シンガポールドル (2,180百万円)	97.7% (97.7%)	—
Aioi Nissay Dowa Insurance Company Australia Pty Ltd	オーストラリア メルボルン	損害保険業務	2008年8月1日	87,800千 オーストラリアドル (7,406百万円)	100.0% (100.0%)	—
Challenger Limited	オーストラリア シドニー	持株会社	1985年9月13日	2,425百万 オーストラリアドル (204,612百万円)	15.0%	—
MSIG Mingtai Insurance Co.,Ltd.	台湾 台北	損害保険業務	1961年9月22日	2,535百万 新台湾ドル (9,839百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSIG Insurance (Hong Kong) Limited	中華人民共和国 香港	損害保険業務	2004年9月8日	1,625百万香港ドル (23,151百万円)	100.0% (100.0%)	—
Aioi Nissay Dowa Insurance (China) Company Limited	中華人民共和国 天津	損害保険業務	2009年1月23日	625,000千中国元 (10,525百万円)	100.0% (100.0%)	—
Mitsui Sumitomo Insurance (China) Company Limited	中華人民共和国 上海	損害保険業務	2007年9月6日	500,000千中国元 (8,420百万円)	100.0% (100.0%)	—
交銀人寿保險有限公司	中華人民共和国 上海	生命保険業務	2000年7月4日	5,100百万中国元 (85,884百万円)	37.5%	—

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

ご参考

会 社 名	所 在 地	主要な 事業内容	設立年月日	資 本 金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	備考
MSIG Insurance (Vietnam) Company Limited	ベトナム ハノイ	損害保険業務	2009年2月2日	300,000百万 ベトナムドン (1,440百万円)	100.0% (100.0%)	—
Cholamandalam MS General Insurance Company Limited	インド チェンナイ	損害保険業務	2001年11月2日	2,988百万 インドルピー (4,541百万円)	40.0% (40.0%)	—
Max Financial Services Limited	インド ナワーンシェヘル	持株会社	1988年2月24日	690,065千 インドルピー (1,048百万円)	21.9% (21.9%)	—
Max Life Insurance Company Limited	インド チャンディーガル	生命保険業務	2000年7月11日	19,188百万 インドルピー (29,165百万円)	5.2% (5.2%)	—
PT. Asuransi Jiwa Sinarmas MSIG Tbk	インドネシア ジャカルタ	生命保険業務	1984年7月17日	210,000百万 インドネシアルピア (1,617百万円)	80.0% (80.0%)	—
PT. Asuransi MSIG Indonesia	インドネシア ジャカルタ	損害保険業務	1975年12月17日	100,000百万 インドネシアルピア (770百万円)	80.0% (80.0%)	—
Ceylinco Insurance PLC	スリランカ コロンボ	持株会社	1987年2月11日	1,324百万 スリランカルピー (741百万円)	15.0% (15.0%)	—
MSIG Insurance (Thailand) Public Company Limited	タイ バンコク	損害保険業務	1983年4月14日	142,666千 タイバーツ (505百万円)	86.4% (86.4%)	—
BPI/MS Insurance Corporation	フィリピン マカティ	損害保険業務	1965年10月1日	350,000千 フィリピンペソ (805百万円)	48.5% (48.5%)	—
MSIG Insurance (Malaysia) Bhd.	マレーシア クアラルンプール	損害保険業務	1979年4月28日	1,511百万 マレーシアリング (40,312百万円)	65.4% (65.4%)	—
Hong Leong Assurance Berhad	マレーシア クアラルンプール	生命保険業務	1982年12月20日	200,000千 マレーシアリング (5,334百万円)	30.0% (30.0%)	—
MSIG Insurance (Lao) Co., Ltd.	ラオス ビエンチャン	損害保険業務	2009年9月18日	2,000千米ドル (221百万円)	51.0% (51.0%)	—

- (注) 1. 上表は重要な子会社等について記載しております。
2. 資本金欄の（ ）内には、当事業年度の末日の為替相場により換算した円貨額を記載しております。
3. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の（ ）内には、間接所有に係る議決権比率を記載しております。

(9) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
柄澤 康喜	取締役会長 会長執行役員	三井住友海上火災保険株式会社取締役会長 会長執行役員	—
金杉 恭三	代表取締役 取締役副会長 副会長執行役員	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役社長	—
原 典之	代表取締役 取締役社長 社長執行役員 (グループCEO)	三井住友海上火災保険株式会社取締役社長 社長執行役員	—
樋口 哲司	代表取締役 専務執行役員 総合企画部、IT企画部、グループ事業支援部、広報・IR部、国際管理部、海外生保事業部、データマネジメント部、監査部、資本政策、サステナビリティ、グループCFO	—	—
田村 悟	取締役 執行役員 経営全般補佐	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役専務執行役員	—
福田 真人	取締役 執行役員 販売	三井住友海上火災保険株式会社取締役専務執行役員	—
鈴木 久仁	取締役	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役会長	—
坂東眞理子	取締役 (社外取締役)	学校法人昭和女子大学理事長 昭和女子大学総長 株式会社三菱総合研究所取締役 (社外取締役)	—
有馬 彰	取締役 (社外取締役)	—	—

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
飛松 純一	取締役（社外取締役）	外苑法律事務所弁護士 株式会社アマナ取締役（社外取締役） 株式会社エーアイ取締役（社外取締役（監査等委員）） 株式会社キャンディル監査役（社外監査役）	—
ロッシェル・カップ	取締役（社外取締役）	Japan Intercultural Consulting マネージングプリンシパル（社長）	—
神野 秀磨	監査役（常勤）	—	—
近藤 智子	監査役（常勤）	—	—
千代田邦夫	監査役（社外監査役）	寺崎電気産業株式会社取締役（社外取締役（監査等委員）） 星和電機株式会社取締役（社外取締役（監査等委員））	公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております
植村 京子	監査役（社外監査役）	深山・小金丸法律会計事務所弁護士 ソフトバンク株式会社取締役（社外取締役） マブチモーター株式会社取締役（社外取締役（監査等委員））	—
池尾 和人	（取締役（社外取締役））	—	2021年2月21日逝去

（注）1. 当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、取締役坂東眞理子氏、有馬彰氏、飛松純一氏及びロッシェル・カップ氏並びに監査役千代田邦夫氏及び植村京子氏が一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。

2. 当社は執行役員制度を導入しております。2021年3月31日現在の執行役員（執行役員を兼務する取締役を除きます。）は、次のとおりであります。

専 務 執 行 役 員	大川畑 文 昭	人事・総務部、経理部、コンプライアンス部、リスク管理部、監査部、グループＣＲＯ
執 行 役 員	船 曳 真一郎	経営全般補佐、グループＣＤＯ（デジタルイノベーション推進）
執 行 役 員	松 本 雅 弘	海外事業
執 行 役 員	本 島 なおみ	ダイバーシティ＆インクルージョン
執 行 役 員	白 井 祐 介	総合企画部長

執行役員	後藤 仁志	資産運用、金融サービス事業
執行役員	遠藤 隆興	損害サービス
執行役員	一本木 真史	事務・システム、グループC I O（I T推進）、グループC I S O（情報セキュリティ）
執行役員	新納 啓介	商品・再保険

3. 2021年4月1日付で執行役員の異動がありました。同日現在の執行役員は、次のとおりであります。

会長執行役員	柄澤 康喜	
副会長執行役員	金 杉 恭三	
社長執行役員	原 典之	グループC E O
副社長執行役員	樋口 哲司	総合企画部、I T企画部、グループ事業支援部、広報・I R部、国際管理部、海外生保事業部、データマネジメント部、監査部、資本政策、サステナビリティ、グループC F O
専務執行役員	大川畑 文昭	人事・総務部、経理部、コンプライアンス部、リスク管理部、監査部、グループC R O
執行役員	舩 曳 真一郎	経営全般補佐
執行役員	本 島 なおみ	ダイバーシティ&インクルージョン
執行役員	福 田 真人	販売
執行役員	後藤 仁志	資産運用、金融サービス事業
執行役員	遠藤 隆興	経営全般補佐
執行役員	一本木 真史	グループC D O（デジタルイゼーション推進）、グループC I O（I T推進）、グループC I S O（情報セキュリティ）、事務・システム
執行役員	新納 啓介	商品・再保険
執行役員（新任）	一 柳 若菜	損害サービス
執行役員（新任）	川 手 環	海外事業
執行役員（新任）	嶋 津 智幸	経営全般補佐

4. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外監査役を1名選任しております。

補 欠 監 査 役 中 里 拓 哉

(2) 会社役員に対する報酬等

イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び支給対象となった人数

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	業績連動報酬等	
				金銭報酬	非金銭報酬等 (株式報酬)
取締役	16名	308	219	47	42
監査役	4名	80	80	—	—
計	20名	389	299	47	42

- (注) 1. 支給人数には、当事業年度中に退任した取締役5名を含んでおります。
2. 固定報酬には、当事業年度中に退任した取締役5名に対する報酬等を含んでおります。
3. 当事業年度において支給した取締役7名の業績連動報酬等に、前事業年度の業績に基づく業績連動報酬等の引当金繰入額との差額1百万円が発生いたしましたが、上表には含まれておりません。

ロ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等

当社は、社外取締役が過半数を占める報酬委員会における審議を経たうえで、2019年2月14日、同年5月20日及び2021年5月20日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等を以下のとおり決議しております。

a. 基本方針

- ・当社グループのガバナンス強化及び中長期的な企業価値向上を目的とします。
- ・会社業績と連動し、持続的な成長への適切なインセンティブとなる役員報酬制度とします。
- ・グローバル企業として競争力のある報酬水準とします。

b. 決定プロセス

(a) 取締役の報酬等

- ・透明性を確保するため、社外取締役が過半数を占める報酬委員会における審議を経たうえで、取締役会の決議により、株主総会の決議により定められた金額の範囲内で決定します。
- ・報酬委員会は、取締役の報酬等の額及び役員報酬等の決定に関する方針等について取締役会に助言します。
- ・取締役会は、報酬委員会の助言を最大限尊重します。また、報酬等の額は、取締役会で決議した報酬体系に沿っていることを確認したうえで決定します。

なお、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬委員会の助言が最大限尊重されていることや取締役会で決議した報酬体系に沿っていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(b) 監査役の報酬等

- ・株主総会の決議により定められた金額の範囲内で、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況、取締役の報酬等の内容及び水準等を考慮し、監査役の協議により決定します。

c. 報酬の概要

(a) 報酬の構成

	固定報酬	業績連動報酬	
		金銭報酬	株式報酬
取締役（社外取締役を除きます。）	○	○	○
社外取締役	○	—	—
監査役	○	—	—

- ・固定報酬と業績連動報酬で構成します。社外取締役及び監査役は固定報酬のみとします。
- ・固定報酬は役位別に定めています。
- ・業績連動報酬は会社業績を踏まえて決定します。
- ・業績連動報酬は金銭報酬と株式報酬で構成します。
- ・固定報酬は当事業年度に月例で支給し、業績連動報酬は事業年度終了後に支給します。
- ・役員報酬の標準的な構成比率は、役位に応じて次のとおりです（社外取締役及び監査役を除きます。）。

<取締役社長>

業績連動報酬の比率を他の役位以上とする構成としています。

(標準割合)

【固定報酬】 50%	【業績連動報酬】 金銭報酬 25%	【業績連動報酬】 株式報酬 25%
---------------	-------------------------	-------------------------

<その他の役位>

役位に応じて固定報酬、業績連動報酬の割合が異なる構成としています。

(標準割合)

【固定報酬】 約60%～約70%	【業績連動報酬】 金銭報酬 約20%	【業績連動報酬】 株式報酬 約10%～約20%
---------------------	--------------------------	-------------------------------

(b) 株式報酬の内容

- ・ 株式報酬は、譲渡制限付株式による支給とし、原則として役員退任時に譲渡制限を解除します。
- ・ 在任中の不正行為等が明らかになった場合は、譲渡制限付株式について、譲渡制限期間中の無償取得を行い、又は譲渡制限解除後の返還を行わせることとします。

譲渡制限付株式報酬制度の概要	
対象取締役	社外取締役以外の取締役
支給する金銭報酬債権額（上限）	年額 2 億円
割り当てる株式の種類	普通株式（譲渡制限付株式割当契約において譲渡制限を付したものの）
割り当てる株式の総数（上限）	年13万株
譲渡制限期間	割当日から当該対象取締役が当社の取締役その他取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間

d. 業績連動報酬に係る業績指標等

- ・ 業績連動報酬は会社業績と連動し、財務指標と非財務指標をもとに決定します。
- ・ 財務指標と非財務指標は、グループ中期経営計画「**Vision 2021**」を踏まえて選定したものであり、指標の内容及び選定理由は以下のとおりです。

(a) 財務指標

- ・ 財務指標は、単年度の業績を役員報酬に反映するための指標です。

指標	選定理由
グループ修正利益 ^(※1)	グループ中期経営計画「 Vision 2021 」において、グループ修正利益及びグループ修正 R O E の数値目標を掲げていること、また、連結当期純利益がグループの重要な業績指標であることを踏まえ選定したものです。
連結当期純利益	
グループ修正 R O E ^(※2)	

※1 グループ修正利益

連結当期利益＋異常危険準備金等繰入額－その他特殊要因（のれん・その他無形固定資産償却額等）＋非連結グループ会社持分利益

※2 グループ修正 R O E

グループ修正利益÷[修正純資産（連結純資産＋異常危険準備金等－のれん・その他無形固定資産）の期初・期末平均]

(b) 非財務指標

- ・非財務指標は、中長期の業績に寄与する取組みを役員報酬に反映するための指標です。

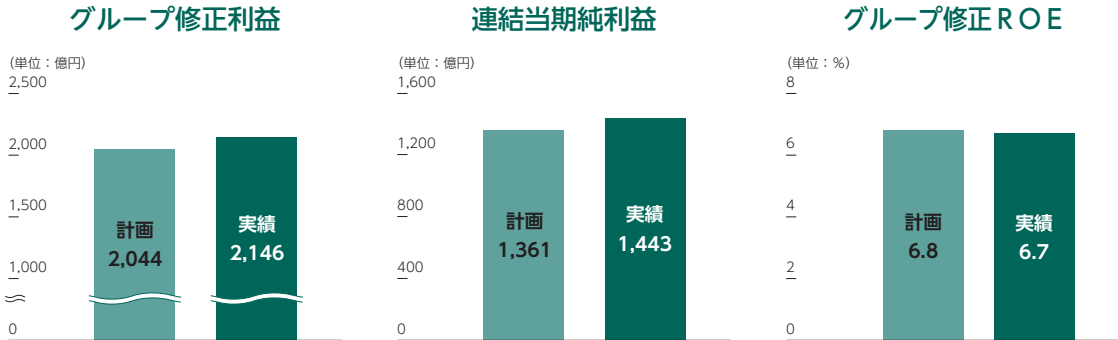
評価項目		選定理由
サステナビリティ	○サステナビリティ重点課題 ・新しいリスクに対処する ・事故のない快適なモビリティ社会を作る ・レジリエントなまちづくりに取り組む ・「元気で長生き」を支える ・気候変動の緩和と適応に貢献する ・自然資本の持続可能性向上に取り組む ・「誰一人取り残さない」を支援する ○社会の信頼に応える品質 ○社員がいきいきと活躍できる経営基盤	「Vision 2021」において、「サステナビリティ重点課題」を掲げ、「社会の信頼に応える品質」と「社員がいきいきと活躍できる経営基盤」とともに、社会との共通価値を創造していくため、非財務指標の評価項目に選定したものです。
重点戦略	○グループ総合力の発揮 ○デジタル化の推進 ○ポートフォリオ変革	「Vision 2021」において、左記3項目を「重点戦略」としているため、非財務指標の評価項目に選定したものです。

(c) 財務指標、非財務指標の適用方法

- ・業績連動報酬の算定における財務指標と非財務指標の割合は、「50：50」を標準としています。
- ・適用係数は標準1.0に対して財務指標は0～3.0、非財務指標は0.5～1.5の幅で変動します。
- ・業績連動報酬は、金銭報酬、株式報酬それぞれについて、役位別基準額をもとに、以下のとおり算定します。
 - 金銭報酬：役位別基準額×会社業績係数（財務指標×80%＋非財務指標×20%）
 - 株式報酬：役位別基準額×会社業績係数（財務指標×20%＋非財務指標×80%）
- ・金銭報酬は、財務指標の割合を非財務指標より高くすることにより、単年度の業績を、より反映する構成としています。
- ・株式報酬は、非財務指標の割合を財務指標より高くすることにより、中長期的な企業価値向上に寄与する取組みの評価を、より反映する構成としています。

(d) 当事業年度の財務指標、非財務指標の実績
 <財務指標>

	実績値	計画	計画比
グループ修正利益	2,146億円	2,044億円	104.9%
連結当期純利益	1,443億円	1,361億円	106.0%
グループ修正ROE	6.7%	6.8%	△0.1ポイント



<非財務指標>

評価項目	評価の結果
サステナビリティ	以下の観点などを踏まえた評価の結果、標準並みの評価となりました。 ・新たなリスクやビジネスに対応した商品・サービスの開発・提供 ・事故防止や安全運転に資する商品・サービスの開発・提供 ・お客さま満足度 等
重点戦略	以下の観点などを踏まえた評価の結果、標準並みの評価となりました。 ・グループ各社のノウハウを活用したシナジー取組みの推進（商品、損害サービス等） ・デジタルイゼーション取組みの進展 ・ポートフォリオ変革 等

e. 役員の報酬等に関する株主総会の決議

<取締役の報酬>

2018年6月25日開催〔第10期定時株主総会〕

年額5億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）（うち社外取締役年額1億円以内）とする旨を決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名（うち社外取締役は5名）です。

2019年6月24日開催〔第11期定時株主総会〕

新たに、事後交付による譲渡制限付株式報酬制度を導入すること及び社外取締役以外の取締役に對して譲渡制限付株式を割り当てるために支給する金銭報酬債権の総額を年額2億円以内とする旨を決議しております。当該株主総会終結時点の社外取締役以外の取締役の員数は7名です。

<監査役の報酬>

2009年6月25日開催〔第1期定時株主総会〕

年額1億1,000万円以内とする旨を決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(3) 責任限定契約・補償契約

氏 名	責任限定契約・補償契約の内容の概要等
(社外取締役) 坂 東 眞理子 有 馬 彰 飛 松 純 一 ロッシェル・カップ	＜責任限定契約の内容の概要＞ 当社は各氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額となります。
(社外監査役) 千代田 邦 夫 植 村 京 子	＜補償契約の内容の概要＞ 該当事項はありません。

(注) 2021年2月21日をもって社外取締役を逝去により退任いたしました池尾和人氏との間にも同内容の責任限定契約を締結しておりました。

(4) 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社及び主要な子会社等の取締役、監査役及び執行役員等	当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者が、その職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年ごとに契約更新しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

社外役員の兼職につきましては、前記「2 会社役員に関する事項 (1) 会社役員の状況」に記載のとおりであります。兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
坂 東 眞理子 (社外取締役)	3年9か月	当事業年度中に開催の取締役会12回すべてに出席しております。	取締役会などにおいて主に行政、教育分野やダイバーシティ推進などに関する豊富な知識や経験に基づき、経営の監督と経営全般への助言を行い社外取締役に求められる役割・責務を果たしております。当事業年度に開催された報酬委員会では、委員長として役員報酬の審議に携わり、当社のコーポレートガバナンスの向上に寄与しております。
有 馬 彰 (社外取締役)	2年9か月	当事業年度中に開催の取締役会12回すべてに出席しております。	取締役会などにおいて主に情報通信事業に関する豊富な知識、及び経営者としての経験に基づき、経営の監督と経営全般への助言を行い、社外取締役に求められる役割・責務を果たしております。当事業年度に開催された人事委員会では、委員長として役員人事の審議に携わり、当社のコーポレートガバナンスの向上に寄与しております。
池 尾 和 人 (社外取締役)	2年8か月	当事業年度において、逝去により退任された日(2021年2月21日)までに開催の取締役会10回のうち8回に出席しておりました。	取締役会などにおいて主に経済・財政分野や金融行政に関する知識や経験に基づき、経営の監督と経営全般への助言を行い社外取締役に求められる役割・責務を果たされました。在任中に開催されたガバナンス委員会では、委員長としてコーポレートガバナンスに関する深い知見を活かし適宜必要な助言を行い、当社の中長期的な企業価値向上に寄与されました。

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
飛 松 純 一 (社外取締役)	2年9か月	当事業年度中に開催の取締役会12回すべてに出席しております。	取締役会などにおいて主に弁護士として海外を含む企業法務全般に関する豊富な知識や経験に基づき、経営の監督と経営全般への助言を行い社外取締役求められる役割・責務を果たしております。当事業年度に開催された品質向上・コンプライアンス委員会では、法令遵守の観点からの確な助言を行い、当社の企業価値向上に寄与しております。
ロッシェル・カップ (社外取締役)	9か月	取締役就任日以降に開催の取締役会10回すべてに出席しております。	取締役会などにおいて主に異文化コミュニケーションに関する豊富な知識、日本及び海外における経営コンサルタントとしての経験に基づき、経営の監督と経営全般への助言を行い社外取締役に求められる役割・責務を果たしております。
千代田 邦 夫 (社外監査役)	4年9か月	当事業年度中に開催の取締役会12回のうち11回、監査役会11回のうち10回に出席しております。	取締役会などにおいて主に公認会計士としての会計及び監査に関する知識や経験に基づいた発言や提言等を適宜行うことにより経営の監査機能を果たしております。
植 村 京 子 (社外監査役)	3年9か月	当事業年度中に開催の取締役会12回すべて、監査役会11回すべてに出席しております。	取締役会などにおいて主に弁護士としての豊富な知識や経験に基づいた発言や提言等を適宜行うことにより経営の監査機能を果たしております。

(注) 各氏の在任期間は、就任日から2021年3月31日（又は退任日）までの期間であります。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	保険持株会社からの報酬等	保険持株会社の親会社等からの報酬等
報 酬 等 合 計	8名	94	—

- (注) 1. 支給人数には、当事業年度中に退任した社外役員2名を含んでおります。
2. 保険持株会社からの報酬等には、当事業年度中に退任した社外役員2名に対する報酬等を含んでおります。
3. 保険持株会社からの報酬等の内訳は、社外取締役70百万円、社外監査役24百万円であります。

(4) 社外役員の意見

「3 社外役員に関する事項」(1)から(3)の内容に対する社外役員の意見はありません。

4 株式に関する事項

(1) 株式数

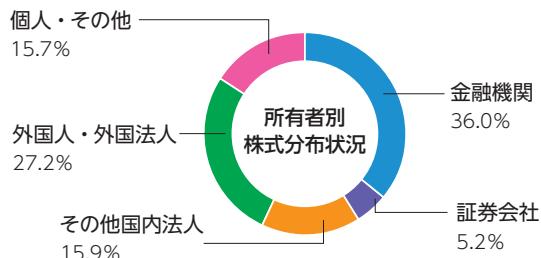
発行可能株式総数 900,000千株

発行済株式の総数 593,473千株

(注) 2020年7月22日に譲渡制限付株式報酬として普通株式を発行したことにより前期末と比べて、181千株増加しております。

(2) 当年度末株主数 72,003 名

(3) 大株主



株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
トヨタ自動車株式会社	52,610	9.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	49,540	8.9
日本生命保険相互会社	36,325	6.5
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	27,942	5.0
株式会社日本カストディ銀行（信託口7）	14,847	2.7
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	8,742	1.6
JP MORGAN CHASE BANK 380055	8,525	1.5
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	7,455	1.3
SMBC日興証券株式会社	7,438	1.3
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	7,344	1.3

- (注) 1. 当社は自己株式35,263千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(4) 事業年度中に会社役員に対して交付した当該保険持株会社の株式

	株式の数	株式の交付を受けた者の人数
取締役（社外役員を除きます。）	13,568株	8名
社外取締役（社外役員）	—	—
取締役以外の会社役員	—	—

- (注) 1. 当社の株式報酬制度の概要につきましては、「2 会社役員に関する事項 (2)会社役員に対する報酬等」に記載しております。
2. 株式の数には、当事業年度中に退任した取締役（社外役員を除きます。）2名に対して交付した株式を含んでおります。
3. 株式の交付を受けた者の人数には、当事業年度中に退任した取締役（社外役員を除きます。）2名を含んでおります。
4. 当社取締役（社外役員を除きます。）は、当社取締役及び執行役員の職務執行の対価として本表に記載の株式を交付されましたが、上記の他、当社の主要な子会社の取締役及び執行役員の職務執行の対価として39,834株の株式を交付されております。

5 新株予約権等に関する事項

インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ms-ad-hd.com>) に掲載しております。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 山田 裕行 指定有限責任社員 平栗 郁朗 指定有限責任社員 廣瀬 文人	77	1. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、コンプライアンス対応支援業務等についての対価を支払っております。 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (注) 1. 当社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は684百万円であります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査等の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上表の金額には金融商品取引法に基づく監査等の報酬等の額を含めております。

(2) 責任限定契約・補償契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条の規定に基づき会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合など、会計監査人を解任すること又は再任しないことが適当と判断する場合には、会社法第344条の規定に基づき株主総会に提出する会計監査人の解任又は会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

ロ 当社の会計監査人以外の監査法人が当社の重要な子法人等の計算関係書類の監査をしている事実

当社の重要な子法人等のうち海外の子法人等については、有限責任 あずさ監査法人以外の監査法人により監査を受けております。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8 業務の適正を確保するための体制

当社では「MS & ADインシュアランス グループ 内部統制システムに関する基本方針」を定め、会社法で求められる体制に加え、「財務報告の信頼性を確保するための体制」を体制整備の重要な視点としています。

当社はこの基本方針に沿って体制を整備するとともに、毎年、体制の構築及び適切な運用が行われているか点検を行い、取締役会に報告しております。

業務の適正を確保するための体制につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ms-ad-hd.com>) に掲載しております。

9 特定完全子会社に関する事項

インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ms-ad-hd.com>) に掲載しております。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12 その他

該当事項はありません。

2020年度 (2021年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 貯 金	2,057,789	保 険 契 約 準 備 金	18,107,028
買 現 先 勘 定	1,999	支 払 備 金	2,256,900
買 入 金 銭 債 権	175,740	責 任 準 備 金 等	15,850,128
金 銭 の 信 託	1,717,804	社 債	809,093
有 価 証 券	16,793,584	そ の 他 負 債	1,602,349
貸 付 金	960,174	退 職 給 付 に 係 る 負 債	160,828
有 形 固 定 資 産	494,818	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	241
土 地	228,230	賞 与 引 当 金	28,256
建 物	195,825	特 別 法 上 の 準 備 金	244,975
リ ー ス 資 産	27,531	価 格 変 動 準 備 金	244,975
建 設 仮 勘 定	6,598	繰 延 税 金 負 債	34,630
その他の有形固定資産	36,631	支 払 承 諾	28,500
無 形 固 定 資 産	431,929	負 債 の 部 合 計	21,015,905
ソ フ ト ウ ェ ア	127,921	(純 資 産 の 部)	
の れ ん	122,617	資 本 金	100,276
リ ー ス 資 産	217	資 本 剰 余 金	553,428
その他の無形固定資産	181,172	利 益 剰 余 金	1,078,850
そ の 他 資 産	1,436,401	自 己 株 式	△ 119,267
退 職 給 付 に 係 る 資 産	26,768	株 主 資 本 合 計	1,613,287
繰 延 税 金 資 産	30,549	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,630,325
支 払 承 諾 見 返	28,500	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	14,997
貸 倒 引 当 金	△ 13,498	為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 178,080
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	3,819
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	1,471,062
		新 株 予 約 権	1,019
		非 支 配 株 主 持 分	41,288
		純 資 産 の 部 合 計	3,126,657
資 産 の 部 合 計	24,142,562	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	24,142,562

2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	4,892,244
保 険 引 受 収 益	3,425,364
正 味 収 入 保 険 料	3,500,996
収 入 積 立 保 険 料	72,635
積 立 保 険 料 等 運 用 益	36,384
生 命 保 険 料	△ 202,321
そ の 他 保 険 引 受 収 益	17,669
資 産 運 用 収 益	1,450,793
利 息 及 び 配 当 金 収 入	293,587
金 銭 の 信 託 運 用 益	212,824
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	35,605
有 価 証 券 売 却 益	233,371
有 価 証 券 償 還 益	2,567
特 別 勘 定 資 産 運 用 益	311,765
そ の 他 運 用 収 益	397,456
積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替	△ 36,384
そ の 他 経 常 収 益	16,085
経 常 費 用	4,585,719
保 険 引 受 費 用	3,800,437
正 味 支 払 保 険 金	1,902,248
損 害 調 査 費	188,784
諸 手 数 料 及 び 集 金 費	735,307
満 期 返 戻 金	221,162
契 約 者 配 当 金	73
生 命 保 険 金 等	405,474
支 払 備 金 繰 入 額	133,130
責 任 準 備 金 等 繰 入 額	208,901
そ の 他 保 険 引 受 費 用	5,353
資 産 運 用 費 用	69,695
金 銭 の 信 託 運 用 損	9
有 価 証 券 売 却 損	8,096
有 価 証 券 評 価 損	7,100
有 価 証 券 償 還 損	738
金 融 派 生 商 品 費 用	46,838
そ の 他 運 用 費 用	6,911
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	688,576
そ の 他 経 常 費 用	27,010
支 払 利 息	14,599
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,474
貸 倒 損 失	137
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	6,601
そ の 他 の 経 常 費 用	4,197
経 常 利 益	306,524

科 目	金 額
特 別 利 益	15,920
固 定 資 産 処 分 益	7,717
持 分 変 動 利 益	89
関 係 会 社 株 式 売 却 損 失 引 当 金 戻 入 額	8,113
特 別 損 失	120,717
固 定 資 産 処 分 損 失	6,071
減 損 損 失	1,949
特 別 法 上 の 準 備 金 繰 入 額	107,575
価 格 変 動 準 備 金	107,575
不 動 産 等 圧 縮 損 失	3
持 分 変 動 損 失	1,685
そ の 他 特 別 損 失	3,432
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	201,727
法 人 税 及 び 住 民 税 等	93,223
法 人 税 等 調 整 額	△ 39,167
法 人 税 等 合 計	54,056
当 期 純 利 益	147,670
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	3,272
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	144,398

2020年度 (2021年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	50,512	流 動 負 債	3,142
現 金 及 び 預 金	2,813	未 払 金	1,569
関 係 会 社 預 け 金	2,962	未 払 費 用	889
前 払 費 用	47	未 払 法 人 税 等	4
未 収 還 付 法 人 税 等	44,548	未 払 消 費 税 等	218
そ の 他	141	預 り 金	12
固 定 資 産	1,715,760	前 受 収 益	19
有 形 固 定 資 産	293	賞 与 引 当 金	429
建 物	265	固 定 負 債	362,723
工 具、器 具 及 び 備 品	27	社 債	361,000
無 形 固 定 資 産	514	資 産 除 去 債 務	238
ソ フ ト ウ ェ ア	496	繰 延 税 金 負 債	1,484
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	18	負 債 合 計	365,866
投 資 そ の 他 の 資 産	1,714,952	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	162,567	株 主 資 本	1,381,921
関 係 会 社 株 式	1,472,685	資 本 金	100,276
関 係 会 社 出 資 金	65,862	資 本 剰 余 金	1,079,272
繰 延 税 金 資 産	13,836	資 本 準 備 金	729,532
そ の 他	0	そ の 他 資 本 剰 余 金	349,740
		利 益 剰 余 金	321,639
		そ の 他 利 益 剰 余 金	321,639
		繰 越 利 益 剰 余 金	321,639
		自 己 株 式	△ 119,267
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	17,466
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	17,466
		新 株 予 約 権	1,019
		純 資 産 合 計	1,400,406
資 産 合 計	1,766,273	負 債 純 資 産 合 計	1,766,273

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

ご参考

2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額	
営	業 収 益		
	関 係 会 社 受 取 配 当 金	216,724	
	関 係 会 社 受 入 手 数 料	162	216,887
営	業 費 用		
	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	11,738	11,738
	営 業 利 益		205,148
営	業 外 収 益		
	受 取 配 当 金	4,747	
	未 払 配 当 金 除 斥 益	81	
	そ の 他	91	4,919
営	業 外 費 用		
	社 債 利 息	4,207	
	そ の 他	1,222	5,429
	経 常 利 益		204,638
特	別 利 益		
	関 係 会 社 株 式 売 却 損 失 引 当 金 戻 入 額	8,113	8,113
特	別 損 失		
	固 定 資 産 除 却 損	0	
	関 係 会 社 株 式 評 価 損	770	770
	税 引 前 当 期 純 利 益		211,981
	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4	
	法 人 税 等 調 整 額	△ 20,053	△ 20,049
	当 期 純 利 益		232,030

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山 田 裕 行 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 平 栗 郁 朗 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 廣 瀬 文 人 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 裕 行 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 平 栗 郁 朗 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 廣 瀬 文 人 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知及び説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類並びに計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 神 野 秀 磨 ㊞

常 勤 監 査 役 近 藤 智 子 ㊞

監査役（社外監査役） 千代田 邦 夫 ㊞

監査役（社外監査役） 植 村 京 子 ㊞

以 上

MS&ADインシュアランス グループ コーポレートガバナンスに関する基本方針

MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や枠組みを示すことを目的として、「MS&ADインシュアランス グループ コーポレートガバナンスに関する基本方針」を定めます。

第1章 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

1. 当社は、グループの事業を統括する持株会社として、「経営理念（ミッション）」の下、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、グループの長期的な安定と持続的成長を実現するため、全てのステークホルダーの立場を踏まえ、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための経営体制を構築し、企業価値の向上に努めます。
2. そのため、グループの全役職員が業務のあらゆる局面で重視すべき「MS&ADインシュアランス グループの経営理念（ミッション）・経営ビジョン・行動指針（バリュー）」を策定し、当社及びグループ会社の全役職員へ浸透させるよう努めるとともに、グループ中期経営計画において、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を経営の重要課題として位置づけ、計画の推進に積極的に取り組みます。

第2章 ステークホルダーとの関係

1. 当社は、経営理念（ミッション）を実現させるため、「MS&ADインシュアランス グループのサステナビリティの考え方」に基づき、7つのステークホルダー（お客さま、株主、代理店、取引先、社員、地域社会・国際社会、環境）への責任を果たし、社会のサステナビリティと持続的な企業価値の向上を目指します。
2. MS&ADインシュアランス グループのサステナビリティの考え方
MS&ADインシュアランス グループは、経営理念の実現に向け、「価値創造ストーリー」を紡ぐ企業活動を通じて、社会との共通価値を創造し、レジリエントでサステナブルな社会を目指します。
信頼と期待に応える最高の品質を追求し、ステークホルダーとともに、地球環境と社会の持続可能性を守りながら、誰もが安定した生活と活発な事業活動にチャレンジできる社会に貢献し続けます。
3. 各々のステークホルダーに対する取組内容
以下の取組により、ステークホルダーへの責任を果たし、協働を通じて社会との共通価値を創造していきます。

ステークホルダー	取組内容
お客さま	信頼と期待に応える品質の商品・サービスを提供する。
株主	適切な情報開示、適正な利益還元を行う。企業価値を向上させる（第5章「株主の皆さまとの関係」参照）。
代理店	パートナーとして、ともに成長する。
取引先	健全な関係を保ち、協力して社会的責任を果たす。
社員	働きやすい環境、働きがいを実感し成長していく機会を提供する。
地域社会・国際社会	社会の一員として、レジリエントでサステナブルな社会づくりに取り組む。
環境	地球のサステナビリティを守る。

4. お客さまの声を聴く仕組み
MS&ADインシュアランス グループは「グループお客さまの声対応基本方針」を策定し、お客さまから寄せられたすべての声（問い合わせ、相談、要望、苦情、紛争、おほめ、感謝等）を広く受け止め、品質向上に活かします。
5. スピークアップ
MS&ADインシュアランス グループは、当社及び子会社の全ての社員が違法または不適切な行為について直接通報できるグループ内部通報制度をはじめ、疑問を感じること、困っていることをフランクかつ前向きに声を出す（スピークアップ）ことができる環境を整備して社員の声を広く受け止め、問題の早期発見・解決を目指します。
6. ダイバーシティ&インクルージョンの推進
MS&ADインシュアランス グループは、グローバルな環境変化を意識したグループ経営を進めるため、性別、国籍、障がいの有無等を問わず、社員が活躍できる職場環境を整備し、多様性と多様な価値観を尊重する企業風土の定着を目指します。

第3章 当社のコーポレートガバナンス態勢

1. 当社の機関構成
・当社は、監査役会設置会社として、取締役会が適切に監督機能を発揮するとともに、独任制の監査役が適切に監査機能を発揮するものとし、双方の機能の強化、積極的な情報開示等を通じ、ガバナンスの向上に取り組みます。

- ・取締役会の内部委員会である「人事委員会」及び「報酬委員会」（委員会の過半数及び委員長は社外取締役）並びに「ガバナンス委員会」（社外取締役全員と取締役会長・取締役副会長・取締役社長で構成）を設置し、実効性と透明性の高いコーポレートガバナンス態勢を構築します。
 - ・執行役員制度を採用し、執行役員への業務執行権限の委譲を進め、迅速な業務執行を行います。
2. 取締役会の役割
- (1) 取締役会は、法令・定款に定める事項のほか、グループの経営方針、経営戦略、資本政策等、グループ経営戦略上重要な事項及び会社経営上の重要な事項の論議・決定を行うとともに、取締役、執行役員の職務の執行を監督します。
 - (2) 取締役会は、リスク・リターン・資本をバランスよくコントロールしたリスク選好に基づいて経営資源の配分を行い、健全性を基盤に「成長の持続」と「収益性・資本効率の向上」を実現し、中長期的な企業価値の拡大を目指します。
 - (3) 取締役会は、執行役員を選任するとともに、その遂行すべき職務権限を明確にすることにより、取締役会による「経営意思決定、監督機能」と執行役員による「業務執行機能」の分離を図ります。
 - (4) 執行役員は、取締役会より委ねられた業務領域の責任者として業務執行を行い、その業務執行状況について取締役会に報告します。
3. 取締役会の構成と社外取締役の役割
- (1) 取締役会は、多様な知見と専門性を備えたバランスの取れた構成とし、人数は、定款で定める15名以内とします。取締役候補者は、「取締役候補・監査役候補の選任基準」に基づき、取締役会が選任します（下記10. 指名決定のプロセス参照）。
また、取締役のうち3分の1以上を独立した社外取締役として選任するものとし、経営から独立した視点を取り入れ、監視・監督機能を強化し、透明性の高い経営を行います。
 - (2) 社外取締役に期待する役割は次のとおりです。
 - ・経営の方針や経営改善について、自らの職歴や経歴、知識等に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との大局的な観点から意見を述べること。
 - ・取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと。
 - ・会社と経営陣^(注)・主要株主等の関連当事者との間の利益相反を監督すること。

- ・経営から独立した立場で、株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任が果たせるか、という観点等からの監督機能を果たすこと。

(注) 当社及び当社が直接出資するグループ国内保険会社の取締役・監査役・執行役員の総称（以下同じ）

4. 取締役会の運営

(1) 取締役会の決議

- ・取締役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

(2) 取締役会の運営

- ・取締役会の議題、審議時間及び開催頻度は、重要な業務執行の決定及び職務執行の監督のために、必要かつ十分な議論が可能になるように設定します。
- ・取締役会において意義のある意見、指摘及び質問が行われるよう、出席者の事前準備に要する期間に配慮して、取締役会の議案の送付又は説明に努めます。
- ・取締役会の年間スケジュールや予想される議題について予め決定します。

5. 取締役会の評価

- 取締役会は、取締役会全体の実効性について分析・評価を定期的に実施し、その結果の概要を公表するものとします。

6. 監査役・監査役会

(1) 監査役の責務

- 監査役は、株主の負託を受けた独任制の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス態勢を確立する責務を負っています。

(2) 監査役の権限と役割

- 各監査役は、業務及び財産の調査権限等法令に基づく権限を適切に行使し、監査役会で定めた監査の方針・計画等に従い、取締役会その他の重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、社内各部の調査、子会社の調査等により、取締役の職務の執行を監査します。

(3) 監査役会の構成と役割

- ・監査役の人数は、定款で定める6名以内とし、このうち半数以上を、法令に従い社外監査役とします。監査役候補者は、「取締役候補・監査役候補の選任基準」に基づき、監査役会が同意の上、取締役会が選任します（下記10. 指名決定のプロセス参照）。

- ・監査役会は、監査役からの職務の遂行状況の報告や役員からの監査に関する重要な事項についての報告を受けるとともに、監査の方針及び監査計画等を決定します。
 - ・監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の選解任及び会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。また、会計監査人の報酬等の決定について、同意権を有します。
7. 会計監査人
取締役会及び監査役会は、会計監査人の適正な監査の確保のため、適切な対応に努めます。
8. 取締役及び監査役をサポート体制・研修（トレーニング）方針
取締役及び監査役がその役割や責務を実効的に果たすために、当社は以下のとおり必要な社内体制を整備します。
- (1) 社外取締役・社外監査役（以下「社外役員」といいます。）に対し、取締役会の事務局に各社外役員の担当者を配置し、事前説明を行うなどのサポート体制を整備します。
 - (2) 取締役及び監査役に対し、就任時及び任期中継続的に情報提供・研修を行うための体制を整備します。
 - (3) 社外役員と経営陣・幹部社員との情報共有・意見交換の機会の設定等の環境整備を行います。
 - (4) 当社は、社外役員がその役割を果たすために必要な費用を負担します。
9. グループ経営会議
経営方針、経営戦略、会社及びグループの経営に関する重要な事項について協議するとともに、執行役員による決裁事項について、報告を受けることにより、具体的な業務執行のモニタリングを行います。
10. 指名決定のプロセス
- ・取締役会は人事委員会の助言を受けて取締役候補・監査役候補・執行役員等を選任します。監査役候補については監査役会の同意を得るものとします。
 - ・人事委員会は、当社の取締役候補・監査役候補・執行役員及び当社が直接出資するグループ国内保険会社の取締役・監査役の選任等重要な人事事項について審議し、取締役会に助言します。
 - ・人事委員会は3名以上の委員により構成します。
 - ・委員の過半数及び委員長は社外取締役とし、取締役会が選任します。

11. 報酬決定のプロセス

(1) 取締役の報酬

- ・各取締役の報酬等の額については、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、報酬委員会における審議を経た上で取締役会の決議により決定します。
- ・報酬委員会は、当社の取締役・執行役員の業績評価、報酬等について取締役会に助言します。
- ・報酬委員会は3名以上の委員により構成します。
- ・委員の過半数及び委員長は社外取締役とし、取締役会が選任します。

(2) 監査役の報酬

- ・各監査役の報酬等の額については、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、監査役の協議により決定します。

12. ガバナンス委員会

委員長を社外取締役の互選により選任し、社外取締役全員と取締役会長・取締役副会長・取締役社長がコーポレートガバナンスの状況や方針・態勢に関する事項について協議を行うことを目的として「ガバナンス委員会」を設置します。

13. 課題別委員会

業務執行にかかる会社経営上の重要事項に関する協議及び関連部門の意見の相互調整を図ることを目的に、「サステナビリティ委員会」「品質向上・コンプライアンス委員会」「デジタルイノベーション委員会」「グループシステム委員会」「グループ海外事業委員会」「ERM委員会」を設置します。

第4章 グループ経営管理体制

1. 当社（持株会社）の役割

- ・当社は、経営戦略の実現やグループの経営効率の向上と、グループ内の財務の健全性・業務の適切性の確保等のため、直接出資する事業会社（以下「直接出資会社」といいます。）とグループ経営管理契約を締結し、グループ各社の経営管理を行います。
- ・当社は、「グループ内部統制システムに関する基本方針」「グループリスク管理基本方針」「グループコンプライアンス基本方針」「グループ内部監査基本方針」「グループリスク選好方針」「グループITガバナンス基本方針」等のグループ基本方針を定め、グループ各社に遵守を求めるとともに、直接出資会社の重要事項について、グループ経営管理契約に基づき当社の承認又は当社への報告を求めます。

- ・当社は、グループ中期経営計画等のグループ経営戦略を定めます。
 - ・当社は、グループ各社が策定した経営計画の進捗状況や業務執行状況のモニタリング等を通じて指導・監督し、グループとしての目指す姿の実現を図ります。
2. 直接出資会社の役割
 - ・直接出資会社は、グループ基本方針に基づき各社方針を策定し内部管理態勢を適切に整備するとともに、グループ中期経営計画に基づき各社の経営計画を策定し、個社としての経営管理を行います。
 - ・直接出資会社の子会社については、経営管理契約に基づき、直接出資会社が適切に経営管理を行います。

第5章 株主の皆さまとの関係

1. 株主との建設的な対話

当社は、株主との建設的な対話に関する方針について開示し、中長期的な視点から対話を深め、企業価値を高める観点から、株主の皆さまとの建設的な対話を促進するために必要な体制を整備します。
2. 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、次のとおり株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備に努めます。

 - ・株主が株主総会において有効に議決権を行使するため、適切な対応を行います。
 - ・株主の議決権行使における適切な判断に資するよう、適確な情報提供を行います。
 - ・当社は、株主の利益に重大な影響を与える資本政策等について十分な説明を行います。
 - ・株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、適切な対応を行います。
3. 株主の利益に反する取引の防止

当社が取締役及び主要株主等関連当事者との取引を行う場合には、当社及び当社の株主共同の利益を害することのないよう、重要な取引又は定型的でない取引については、予め取締役会による承認を要するものとします。
4. 政策株式の保有

当社及び株式保有先企業の中長期的な企業価値の向上に資する観点から、グループとしての政策株式の保有縮減に関する方針及び政策株式にかかる議決権行使について適切な対応を確保するための考え方について開示します。

第6章 適切な情報開示

- ・当社及びグループ国内保険会社各社は、「グループディスクロージャー基本方針」に基づき、法令及び金融商品取引所の定める開示ルールの徹底を図るとともに、それぞれのステークホルダーが、公平に、正しく、かつ速やかに重要情報を認識できるよう、情報開示を行います。
- ・当社は、株主の皆さまをはじめステークホルダーとの建設的な対話に供すべく、法令に基づく開示以外にも、E S G（地球環境・社会・ガバナンス）などのステークホルダーにとって関心の高い非財務情報を財務情報と併せ「統合報告書」として一覧性のある形で開示します。
- ・また、これら開示情報は当社ホームページにアクセスしやすい形で一元的に掲載するとともに、ホームページではステークホルダーの皆さまがより理解しただけできるよう、動画の活用等の工夫を行います。

附則 本基本方針の改廃は取締役会の決議により行います。

以 上

2021年4月1日最終改定

メ 毛

新型コロナウイルスの感染拡大防止に関するご案内

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、次のとおりご案内いたしますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

■株主の皆さまへのお願い

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本株主総会へのご来場はお控えいただき、議決権行使については、インターネット又は書面の郵送にてお手続きくださいますよう、お願い申し上げます。
- ・当社株主総会ウェブサイトには、同封の招集ご通知のほか、決算短信、サステナビリティレポートなども掲載しており、ご来場いただかなくても様々な情報を閲覧いただけます。また、本株主総会における各議案の可決状況等につきましては、後日当社株主総会ウェブサイトに掲載いたします。
- ・本年も株主総会にお越しいただくことが難しい状況のため、事業の経過及び成果等、当期の業績及び対処すべき課題についてご説明した動画を、当社株主総会ウェブサイトに掲載いたします。
- ・また、本株主総会の目的事項に関するご質問を事前に承り、当社株主総会ウェブサイトに回答を掲載させていただきます。ご質問等を希望される株主さまは、6月15日（火曜日）までに当社株主総会ウェブサイトよりお寄せください。なお、ご質問いただいた場合でもすべてのご質問にお答えできない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

■当日の運営について

- ・本年も縮小した規模、短時間での開催とさせていただきます。
- ・来場の株主さまへのお土産や会場内での飲み物をご用意しておりません。
- ・株主総会に出席する役員及び運営スタッフはマスク・手袋を着用して運営させていただきます。

■当日のご来場に際してのお願い

- ・マスク着用でのご来場と会場に設置予定のアルコール消毒液のご使用にご協力ください。マスクを着用されない株主さまはご入場をお断りさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・体調不良と見受けられる株主さまにおかれましては運営スタッフからお声がけさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・株主さまのお席の間隔を広く取るため、席数を大幅に減らしております。お越しいただいてもご入場いただけない可能性がございますので、あらかじめご了承ください。

事情ご勘案いただき、議決権行使については、インターネット又は書面の郵送にてお手続きくださいますよう、お願い申し上げます。

【議決権行使期限】	インターネットによる行使	2021年6月25日（金曜日）午後5時まで
	書面の郵送による行使	2021年6月25日（金曜日）午後5時到着

今後の状況により本株主総会の上記運営に変更が生じる場合は、当社株主総会ウェブサイトにてお知らせいたします。

【当社株主総会ウェブサイト】 https://www.ms-ad-hd.com/ja/ir/ir_event/meeting.html

以 上

株主総会会場ご案内図

三井住友海上駿河台ビル (受付は1階にて行います。)

東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地 電話 (03) 3259-3111

ご来場の株主さまへのお土産はご用意しておりません。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

交通機関のご案内

J R 中央線・総武線 **御茶ノ水駅**

聖橋口 より徒歩5分

東京メトロ

○千代田線 **新御茶ノ水駅**
○丸ノ内線 **淡路町駅**

都営地下鉄

○新宿線 **小川町駅**

B3b出口 より徒歩1分
(地下通路より直結しております。)

※ お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

会場入口詳細図

